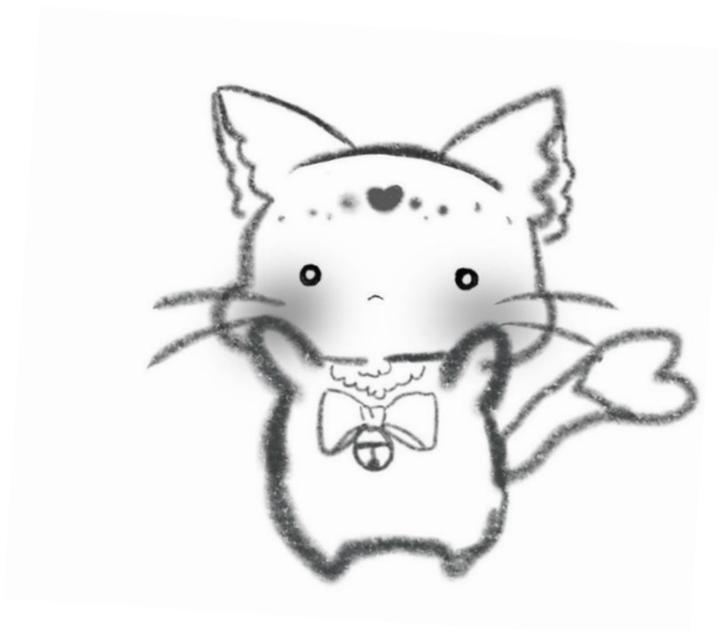


松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和5(2023)年度 活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文から】

表紙 すずの音から生まれたリンたん
協力：高校2年生Yさん

はじめに

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしています。

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利相談室「こころの鈴」にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ここに令和5（2023）年度の活動報告をいたします。

令和5年度の相談件数は、初回相談件数180件、延件数426件でした。

令和2年以降のコロナ禍を経て、令和5年度は児童センターなどへの出張相談や子どもの権利について紹介する機会も増えました。出向いたからこそ相談できる子どもたちがいることもわかり、声をあげにくい状況にある子どもたちの声を聴くことの重要性や難しさを感じています。

令和5年4月にこども家庭庁が創設されたのと同時に、こども基本法が施行されました。その第三条 基本理念 には、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」とあります。

子どもは、自分の権利が大切にされていると実感するなかで、他人の権利を考え、大切にすることを学んでいきます。子どもの声に耳を傾け、子どもの思いを受け止める大人がいることが健やかな子どもの成長につながります。

私たちは、今後も、子どもたちや保護者のみなさんから信頼され、安心して相談のできる場所となりますよう、子どもたちの声に耳を傾け、直面している問題の解決に向けて一緒に考えていくことを通して、子どもたちが自分の力で一歩でも半歩でも前に進むことができるように支援に努めてまいります。

松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

平林 優子

石曾根 正勇

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ	1
II	松本市子どもの権利擁護制度について	7
III	相談状況・調整活動について	11
	統計資料：令和3年度、令和4年度、令和5年度 相談実績（実件数・延件数）	
IV	申立て・自己発意について	30
V	広報・啓発活動	31
	参考資料：携帯カード、ポスター、依頼文、こころの鈴通信第30～33号	
VI	研修・会議	43
VII	松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」相談員からのメッセージ	45
VIII	子どもから寄せられた詩	49
IX	参考資料	50
	松本市子どもの権利に関する条例	
	松本市子どもの権利に関する条例施行規則	
	令和5年度 名簿／事務局	

※『松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和5（2023）年度活動報告書』は、松本市公式ホームページでもご覧いただけます。

※図表で用いているデータは、四捨五入を行っている場合、合計の数値とその内訳とが一致しないことがあります。（構成比についても同様）

【ホームページQRコード】



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『長野県スクールロイヤー制度の発足』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

1 この4月から長野県スクールロイヤー制度が始まりました。

学校現場には、いじめ、不登校、体罰、生徒指導上の問題、学校事故、性加害等の問題行動、児童虐待、保護者対応等様々な問題がありますが、スクールロイヤーは、弁護士会から推薦をうけた弁護士が学校に対し法的な助言をする仕組みです。

松本市はすでに令和元年11月からこの制度を発足させ、現在5名の弁護士が担当地域を分けて業務を行っています。長野市も令和2年4月から導入していますが、今後はこの制度が長野県全域で施行されることになります。

2 スクールロイヤーの目的、必要性

県と弁護士会との長野県スクールロイヤー制度に関する協定では、この制度を「中立・公正な立場から、子どもの最善の利益の充足を図ることを第1の目的と」するとされ（3条2項）、松本市のスクールロイヤー事業に関わる覚書第1条にも「子どもの最善の利益を考慮しながら・・・助言・・・を行う。」とされています。

この「子どもの最善の利益の充足」等とは、昨年施行されたこども基本法第3条4項及び国連子どもの権利条約第3条に基づくもので、あくまでも当事者である子どもそれぞれの最善の利益を保障する観点から学校側にアドバイスをします。

こころの鈴によせられる相談では、いじめ問題で、学校側が早く子ども同士を手打ちをさせることを優先し、事実関係や双方の子どもの思いを十分に確認していない事例が多くあり、そのため紛争が長期化したり、学校への不信により不登校に至るケースがあります。

また不登校の問題でも真の原因を把握せず、その結果長期間放置してしまったり、教員による体罰、暴力も子どもからの聞き取りが不十分で発見が遅れてしまう例もあります。

保護者がいらだって強く主張し、学校側もそのような保護者を恐れてモンスターペアレントとして扱い、結果として事実の確認が遅くなってしまう例もありました。

弁護士は事実の調査が得意であり、学校が把握している事実を整理し、子どもから十分に聴けているか、調査は十分かを精査し、当事者である子どもそれぞれの成長発達に何が最善かを学校と共に考え、事例によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して福祉的観点を加えてアドバイスすることが求められます。

学校側は、第三者に相談することに抵抗があるかもしれませんが、スクールロイヤーには守秘義務があって、相談内容が外部に漏れることはありませんので、どんどん相談し、この制度を活用して欲しいと思います。

3 教職員の負担軽減という目的について

当初の県との協定案では、県はこの制度を「・・・教職員の負担軽減を図るため、教育行政に関わる法務の専門家に相談できる制度」としていました。

文科省は令和4年3月に「教育行政に係わる法務相談体制構築に向けた手引き第2版」を公表していますが、これに基づいて協定案を作成したようです。

しかしこれでは、この制度をいわゆるモンスターペアレント対策として機能させることを目的としているようにイメージしてしまいます。

もちろんその要素があることは否定しませんが、あくまでも第三者的立場から子どもの最善の利益の充足を図ることが中心であり、教職員の負担軽減を図る目的は二次的であることに注意すべきです。

締結された県との協定書では、スクールロイヤーの定義を子どもの権利擁護に関わる法務の専門家と改め（1条）、かつ学校の代理人でないことが明記されました（3条2項）。松本市の覚書第1条にも同趣旨が明記されています。

4 代理業務について

文科省の上記手引きでは、保護者等との対応に同席したり、学校の代理人としての活動もスクールロイヤーの業務としています。

これまで代理業務は各自治体の顧問弁護士等が対応してきましたが、相談の遅れ、学校問題への理解不足等の問題があって、学校問題に詳しい弁護士が学校側を代理することが求められてきました。

しかしスクールロイヤーの業務にこれらを含めると、中立性に疑問が出て、子どもや保護者からの信頼が維持できるか心配になります。

まずはアドバイス業務が子どもの最善の利益の充足という目的に添って行われることが必要です。県も松本市も代理人でないことを明記しています。

そこで日弁連は、令和6年3月14日スクールロイヤーを相談と代理の2類型とする意見書を出しました。

しかし人材の少ない長野県で2類型に対応する弁護士を確保できるか疑問であり、今後の課題です。

5 子どもの権利擁護制度との関係について

スクールロイヤー制度はあくまで学校側からの相談であって、子どもの権利侵害の救済を目的とする制度ではありません。

松本市子どもの権利擁護委員制度は、子どもの権利救済を図ることが目的で、学校が子どもや保護者等と対立して第三者の介入が必要になった場合は、その間の調整を図ることができます（条例17条）。この制度を学校側も利用して欲しいと思います。

このような制度は長野県内には、松本市以外には県にしかありませんが、スクールロイヤー制度が長野県全域に制度化された今日、各基礎自治体にも権利擁護機関の設置が必要です。

現在策定中のこども大綱案（こども基本法9条）に、こども施策の重要事項として「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方自治体が設置する・・・相談救済機関の取り組みを後押しする」ことが明記されました（15頁）。各基礎自治体は、この大綱を踏まえて設置に積極的に動いて欲しいものです。

『こどもの権利擁護、意思決定のための大人の準備を』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

2023年度は日本のこどもの権利にとって大きな出来事がありました。令和4年6月に「こども基本法」が施行され、令和5年4月1日には、こどもの権利擁護を一元化し、年齢や制度の壁を越えた切れ目ない包括的支援の実現をはかるために「こども家庭庁」が創設されました。こども基本法ではその目的を、「日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護は図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」としました。6つの基本的理念が示されましたが、その中には、「全てのこどもについて、年齢および発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、年齢及発達に応じて、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されること」があげられ、こどもの意見表明や意見の尊重が必須であると挙げられています。

様々な場で、「こどもの意見を聞く・参加する」が意識して設けられるようになりました。松本市では松本市こどもの権利条例に基づいた「こどもにやさしいまちづくり推進計画」などを通して、こどもの意見を反映させる仕組みづくりが努力されています。こどもが意見や気持ちを表現する場がつけられることは、こどもの権利擁護にとって大きな進歩です。ただ、「意見を言ってもよい場」において、意見が言えるこども、参加できるこどもがいればよいのではないと思います。アンケート調査をすれば正直に書けるこどもばかりでもありません。気持ちを表出できないこどもや、聞いてもらえないと思っているこどもに大人は意識して目を向ける必要があります。こども基本法にある、すべてのこどもが、自分に関係のあるすべてのことについて意見を表明するにはどうしたらよいのでしょうか。毎日の生活の中で、家庭で、園で、学校で、また地域での様々な活動の中で、こどもたちが自分の考えを持てるには、こどもが考える材料となる情報をこどもが理解できるように説明されることが必要です。ルールはその理由が納得できることで主体的に守られるのです。自分の考えや気持ちを表出でき、それが受け止められ、尊重されると感じることは（結果として意見通りにならなくても）、こどもの意思決定の力につながると考えます。こどもの意思決定の力を育て、大人たちもそれに応える力を身につけないといけないと思います。

小児医療の中でもこどもの権利擁護、意思決定支援について、様々な取り組みがされています。病気や治療、検査に関して説明し、治療の方針などに理解を得て、同意を得ることを「インフォームド・コンセント」（説明と同意）と言いますが、大人の患者さんなら、「説明を理解できる」、「選択・判断できる」、「決定できる」、「決定に責任がとれる」という力を持っているため、説明を受けての「同意」が成

り立ちます。小さな子どもはどうでしょうか。大人と同様にはできないとしても、子どもの理解に見合った説明をし、この検査は自分のためにやらないといけないらしいとか、いやだけど頑張るとか、泣いちゃうかもしれないけど、注射を受けるのはわかったよ、といった「賛意」を得られるようにすることを、「インフォームド・アセント」と言います。未成年の治療や検査、処置には、保護者の承認が必要ですが、理解力のある15歳以上には直接インフォームド・コンセントを、7歳以上でもインフォームド・アセントが必要だと言われます。さらにもっと小さい子どもであっても、子どもが自分に行われることを知らされ、準備や対応ができるように働きかけることが必要だとされているのです。

子どもが、自分に行われる医療に主体的に参加ができるための活動に、「プレパレーション」があります。「心理的準備」の支援ですが、子どもたちが受ける治療や検査・処置について、心理的混乱をやわらげ、子ども自身がどう行動したらよいのか子どもなりの準備ができるようにすることで、それができるような親や子どもの力を引き出す支援です。パンフレットや映像、絵本、ぬいぐるみをモデルに使ったり、検査を受ける場の見学、手術に使われる麻酔のマスクを実際に試してみるなど、子どもの発達や理解に応じて、子どもは自分に行われることを子どもなりに理解します。プレパレーションにより、正しい情報を知る中で、子ども自身がどんな感情がわくのか、どんな感覚があるのか理解します。そしてどう対応すればよいのか準備できるようにするのです。小さな子どもでも自分のこととしてとらえられるための支援です。プレパレーションを行う中で重要なのは、子どもが気持ちを表出でき、医療者と共有して、対応をともに準備することです。それらを通して医療者と信頼関係を築きます。

「インフォームド・コンセント」も「インフォームド・アセント」も、説明を指すものではありません。子ども側が理解できること、納得すること、その上で同意や賛意を得られるまでのプロセスに、説明する側は責任を持つ必要があります。「プレパレーション」も説明の方法ではありません。子どもがどう理解し、どう受け取り、その結果どう判断して対処しようとしているのか医療者が知るための方法と努力が必要です。治療や検査の前だけでなく、治療や検査中にどう寄り添うか、終わったあとにどのような場を持てば、子どもがたいへんな経験をどう消化（昇華）できるのかまで考える必要があります。

ルールがあるから守らなければいけないと説明するのではなく、ルールがなぜ必要なのか子どもとともに考えることが求められています。子どもに何かをやってほしいと思うときに、なぜなのかを子どもがわかるように説明することが必要です。子どもが理解したか納得したかを知ろうとすることが必要です。子どもが理解していないのなら、「説明したはず」にはなりません。日々の様々な場で子どもが自分の思っていることを言えるようにしているのか振り返りながら、大人は子どもの主体性を育てるために大人自身の準備を行う必要があると（毎年ですが、日々）思うのです。

『子どもの声に耳を傾ける — わかっているはず ではなく』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

私の知人が、近くに住んでいる小学生のお孫さんを学校が終わってから夕方まで数日間預かったときの話です。

学校から帰ってくると、かばんを置いて部屋に入ってスマホでゲームをしているので、「友達のところへ遊びに行けば？」と言うと「約束してないから、今日は行けない」、「どこか行く所はないの?」「ない」、「児童センターみたいなのところに行けば?」「申し込んでないからだめ」と言って、家の中において、夕方迎えに来た母親と一緒に自分の家に帰っていった とのこと。

知人は「最近の子ども達は、家と学校の往復だけで、何が面白いのだろうか。昔は“遊びのなかで子どもは育つ”といわれていたが、今はどこで育つのだろうか。社会性はどうやって身につけていくのか心配だ」と話をしてくれました。

また、今年小学校へ入学した近所の女の子は、学校から帰ってくると、近くのお姉ちゃんの家へ行って一緒に遊んで貰うことが多いようです。お姉ちゃんが大好きで、「お姉ちゃんに遊んで貰って本当にありがたい」とその子のお母さんは言っています。たまには2人で鬼ごっこやかくれんぼもしたいようですが、狭い道で通る車が多くて思うようにはいかないようです。

住んでいる地域の状況や家族構成、保護者の仕事の状況等によって違いはありますが、今の子ども達が、帰宅後、大勢の友達と一つの遊びを一緒にすることが難しくなっているのは明らかです。

子どもは、友達と一緒にのびのびと遊ぶなかで、社会性を育んでいきます。遊びのなかでは、子ども達はちょっとしたことで友達ともめることがよくあります。鬼ごっこひとつとっても、鬼決めじゃんけんで後出ししたとか、鬼がタッチしたのに相手は逃げてしまった……など。時にはお互いの思いが通じないもどかしさを感じながらも、友達の考えを尊重したり、友達の気持ちを思いやったり、自分のわがままを我慢したりなど、協調性を少しずつ身につけていきます。子どもにとって、遊びは心身や情緒、社会性の発達にとって欠くことのできないものです。

子ども達が自由に遊ぶ事が出来る場所は限られてきていますし、あったとしても、スマホ世代の今の子ども達は、幼い頃からゲームに興じることが多く、友達と一つの遊びを一緒にすることはあまりやらなくなってきているようです。コロナ禍により三密を避ける生活が長く続いたことも、こうした事態の進行を加速させていると思われます。

このように、今の子ども達が、一つの遊びを友達と一緒にしたり物事を一緒にに行ったりする経験が減ってきているということは、以前からよく言われてきています。

数年前のテレビ番組でも、子ども達がスマホや保護者からはなれて1週間の合宿生活を経験するという企画がありました。親元を離れて友達と一緒に生活する中で、たくさんの苦労や喜びを経験した子ど

も達は、合宿を終えて見違えるほど遅くなった顔になって帰ってきた、という内容で、体験活動の大切さを訴える番組でした。

この番組に限らず、子ども達が様々な体験をする中で自ら社会性を身につけることができるようにしようという活動は、あちこちで行われています。

大人は、今の子ども達が、遊びなどの生活体験を通して社会性を身につける機会が少なくなってきたことを踏まえて子どもに接する、ということが必要です。

小さな頃からの友達との遊びの体験が減っているということは、その分トラブルの経験も少なくなっているということです。子ども達が「わかっている」ということの中には、実際に経験してわかっていることだけでなく、わかったつもりでいるがその経験がないために、実感が伴わないものもあります。子ども同士のトラブルがあった場合に、大人は、無意識のうちに自分の子どもの頃を思い浮かべて「このくらいのことは当然わかっているはずだ」という前提で話をしてしまいがちですが、そこから見直す必要があります。

例えば、友達を仲間外れにしたというトラブルを指導する場合に、「仲間外れのいけないことや友達がどんなに悲しい気持ちをしたのかは当然わかっているはずだ」として、強い口調で言うことでいじめを許さないこちらの気持ちを伝えようとするのがよくあります。でも、子どもの中には、言われていることがよくわからずに「どうして先生は、こんなに厳しく言うのだろう？」と、納得がいかない表情の子どももいるはずです。そうすると、言っている方は、ますます厳しい口調で責め立てるようになってしまいます。そのあげく、加害をした子どもが「そんなつもりじゃなかったのに、なんで自分だけがこんなに厳しく怒られなきゃいけないんだ！」という思いを持つことも少なくありません。いったんこうなると、子どもと先生との距離は離れてしまい、せっかくの指導も子どもの心にはいっていきません。逆効果です。

被害を受けた子どもの話だけでなく、加害の子どもがなぜその行為をしたのかについても、本人の気持ちに寄り添いじっくりと話を聴くことが大事だと思われます。学年が進むにつれて、先生方も忙しくなり「もう〇年生なんだから」とか「小学生じゃないんだから、わかって当然だ」などとなりがちですが、学年が進めば進むほどひとり一人の経験の差が大きくなり、丁寧に話を聴くことの必要性は増してくると思われます。そのためには、先生方に心のゆとりが必要です。

丁寧に話を聴いて貰ったり先生の話の聴いたりすることを通して、その子自身が、自分のした行為を振り返り、相手に謝らなければという気持ちになることが大切です。

こうしたことを重ねながら、「いじめはいけない」ということばの中身を、少しずつ、子ども達自身の日々の経験で満たしていくことが、私たち大人の責任であると思われます。

私たち「こころの鈴」も、引き続き、子どもの気持ちに寄り添い、子どもの声にじっくりと耳を傾けることに心がけていきたいと思われます。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることと約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月1日 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

ア 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

イ 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

ウ 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

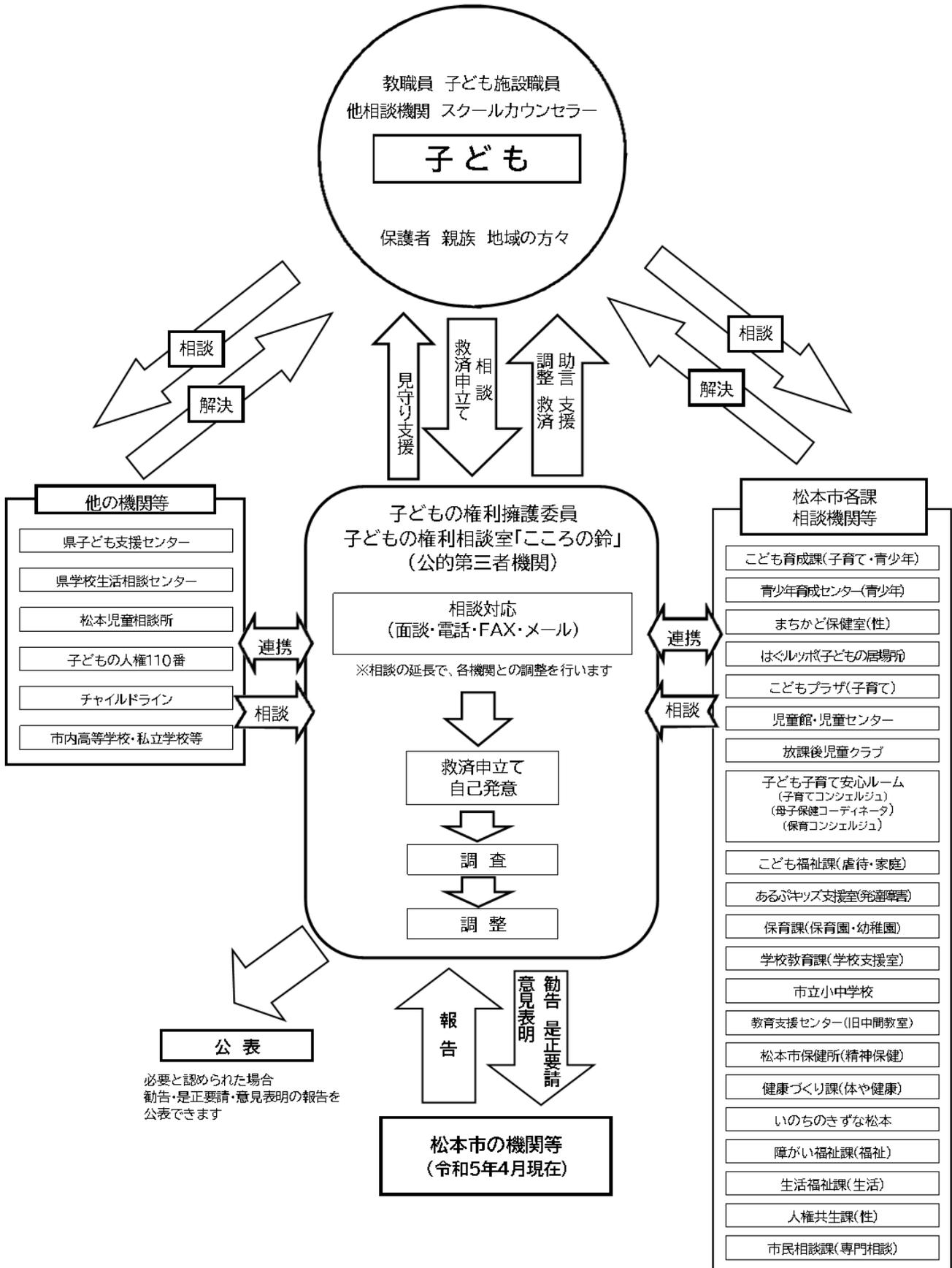
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 談 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● FAX 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



松本市役所大手事務所2階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

Ⅲ 相談状況・調整活動について

令和元年度から令和5年度までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和5年度の相談受付は、初回相談件数（実件数）*¹180件、延件数*²426件でした（表1・図1）。

令和5年度は前年度に比べて、実件数が37件、延件数が158件増えました。

これは、児童センター等への出前相談が従来どおりに実施できるようになったことも要因です（p.32表1.1参照）。

年度	相談件数			
	実件数			延件数
	新規	昨年度継続	計	
令和元(2019)	154	22	176	473
令和2(2020)	190	15	205	408
令和3(2021)	125	30	155	327
令和4(2022)	128	15	143	268
令和5(2023)	163	17	180	426

表1：令和元年度～5年度 年度別相談件数

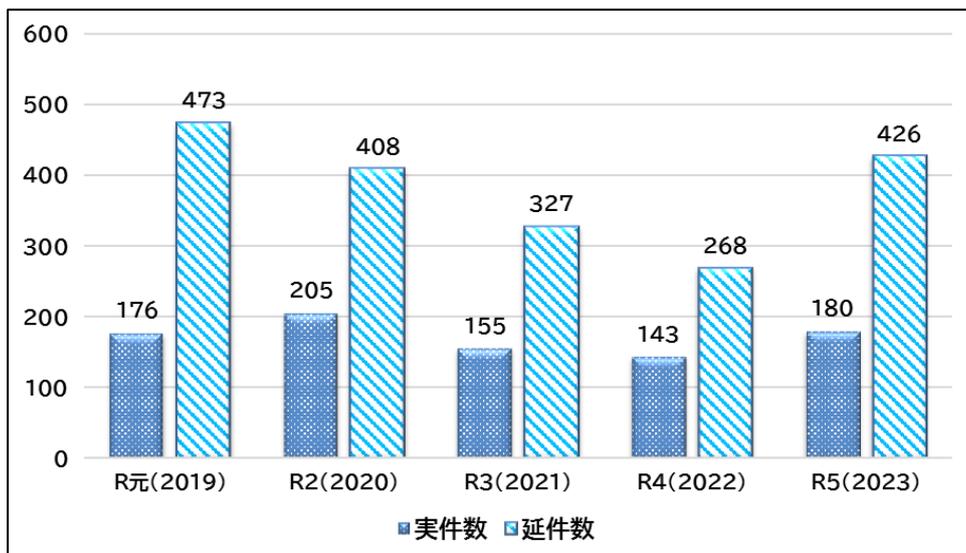


図1：令和元年度～5年度 年度別相談件数

*1 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

*2 延件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延4件と数えます。

2 月別相談件数

令和5年度の相談件数は、実件数は9月、11月～12月の「こころの鈴通信」を発行したあとに前年度を上回りました。延件数は、8月～9月、11月～12月に大きく増えています。(図2)

令和5年度は新型コロナウイルス感染もひと段落して、児童センター訪問を再開することができました。(p.32表11参照)

令和6年度も計画的に訪問を実施して、現場で子どもたちの声を聴いていきたいと思います。

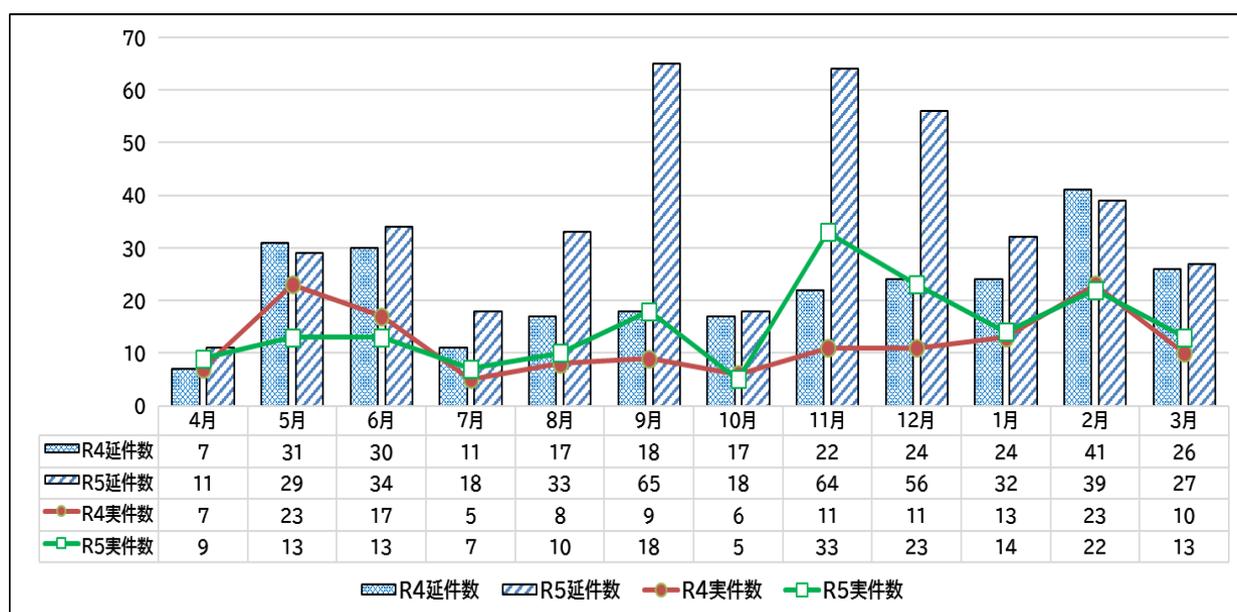


図2：令和4年度・令和5年度 月別相談件数（実件数・延件数）

参考 令和4年度・令和5年度松本市学校別等児童生徒数

年度	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
令和4年度	10,594	12,579	7,315	9,969	40,457
令和5年度	10,195	12,456	7,202	10,345	40,198

※幼児（5歳以下）は松本市公式ホームページ「令和5年年齢別男女別人口」（令和5年4月1日現在）から

※小中高校児童生徒数は令和5年度長野県教育要覧（令和5年5月1日現在）から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和5年度の初回相談実件数180件に対しての初回相談者数*3は195人で、令和4年度の155人に比べて40人増加しています(表2・図3)。

小学生の初回相談人数が2倍以上になったのは、児童館・児童センターへの出前相談の回数の増加のためと思われます。(p.32表11参照)

出張相談により、信頼できる周りの大人への相談が、今後の悩みや辛さを相談する経験になればよいと思います。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和4年度	0	41	13	23	6	57	0	8	7	155
令和5年度	0	93	14	17	7	52	0	7	5	195

表2：令和4年度・令和5年度 初回相談者数(人)

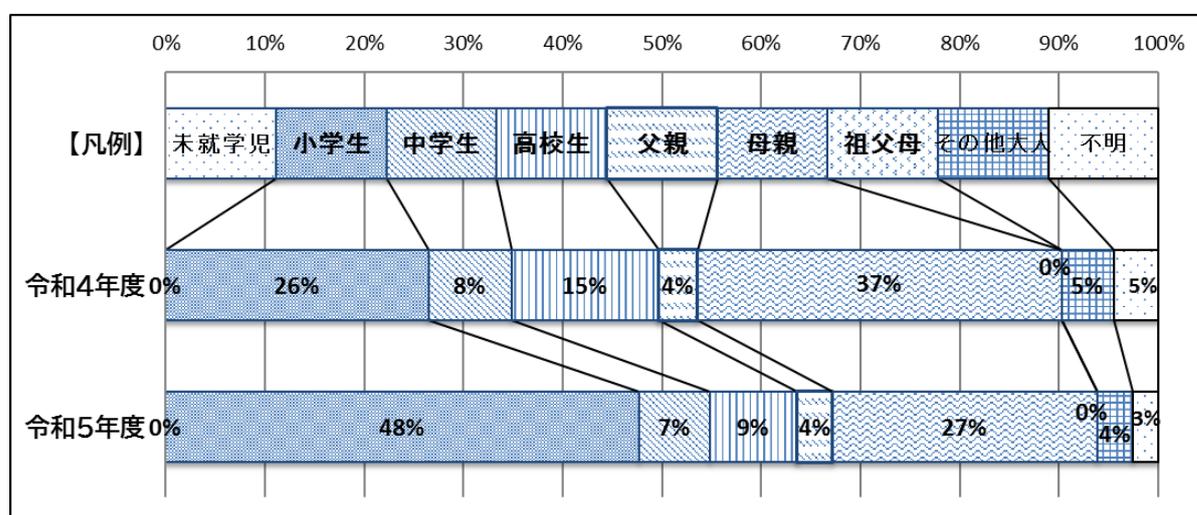


図3：令和4年度・令和5年度 初回相談者の割合

*3 初回相談者数…初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2) 延相談者数

令和5年度延相談件数426件に対して延相談者数*4は450人でした。令和4年度に比べ延相談者数は150人増えました(表3・図4)。

また、小中学生・高校生を合わせた子どもからの相談が延218人で全体のおよそ48%でした。

大人は延219人で、父親が24人、母親が46人増加しました。その他大人(その他の家族や学校関係者など)も13人増加しました。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和4年度	2	79	36	34	13	116	0	7	13	300
令和5年度	0	102	71	45	37	162	0	20	13	450

表3：令和4年度・令和5年度 延相談者数(人)

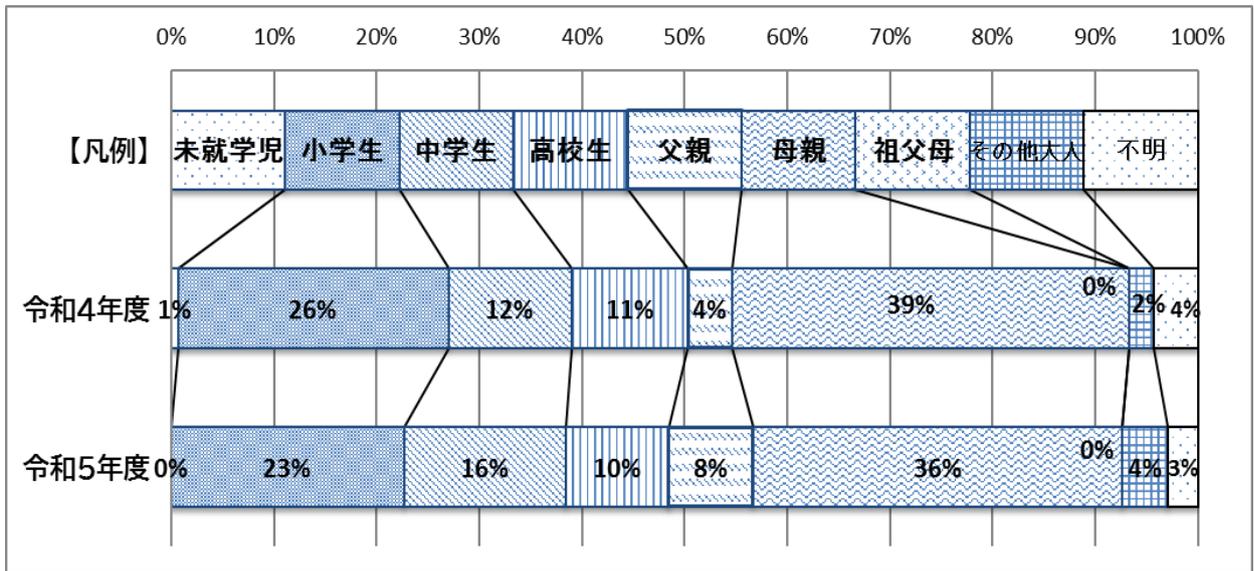


図4：令和4年度・令和5年度 延相談者の割合

* 4 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

4 相談対象者

(1) 初回相談対象者

令和5年度の初回相談件数180件に対する初回相談対象者*5は182人です。

小学生が112人で一番多く、続いて中学生37人、高校生22人となっています。未就学児は2人です。

(表4・図5)

令和5年度は小学生が41人、中学生が10人増え、高校生が12人減っています。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和4年度	4	71	27	34	0	7	143
令和5年度	2	112	37	22	3	6	182

表4：令和4年度・令和5年度 初回相談対象者（人）

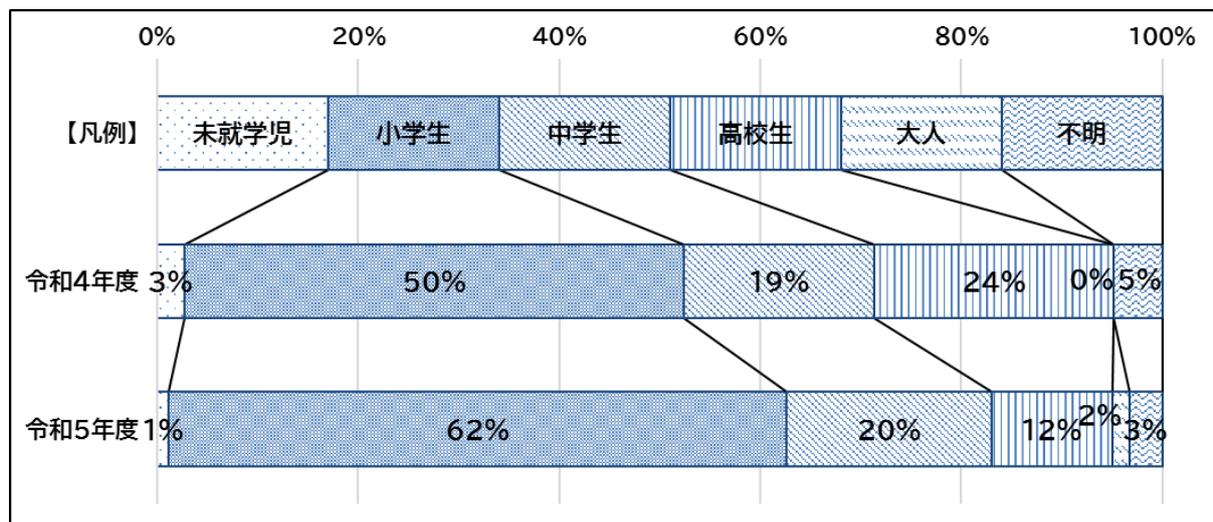


図5：令和4年度・令和5年度 初回相談対象者の割合

*5 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象者です。

相談件数と数値が異なるのは、1回の相談で複数の子どもの相談があるためです。

(2) 延相談対象者

令和5年度の相談延件数426件に対する相談対象者*⁶は431人です。小学生が163人で一番多く、続いて中学生151人、高校生76人となっています（表5・図6）。未就学児は3人で、未就学の子どもの保護者等への周知が課題です。

令和4年度と比較すると、中学生が93人、高校生が27人、小学生が21人増となっています。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和4年度	6	142	58	49	0	13	268
令和5年度	3	163	151	76	24	14	431

表5：令和4年度・令和5年度 延相談対象者（人）

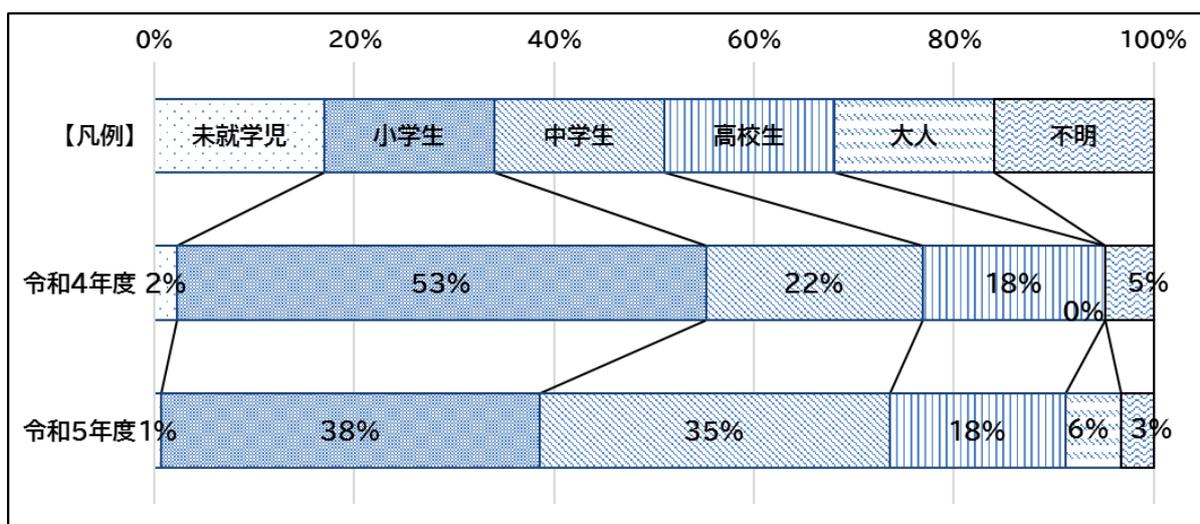


図6：令和4年度・令和5年度 延相談対象者の割合

* 6 相談対象者 … 子どもは概ね本人が相談対象です。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

令和5年度の初回相談件数180件の相談内容の内訳は、交友関係が58件（32％）で一番多く、続いて心身の悩み27件（15％）、教職員の指導16件（9％）、家族関係の悩み16件（9％）となっています（図7）。

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の指導	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関の対応	その他	相談不明	計
令和4年度	10	16	41	26	8	1	7	10	4	6	2	3	6	3	143
令和5年度	15	12	27	58	16	3	16	5	2	7	0	0	19	0	180

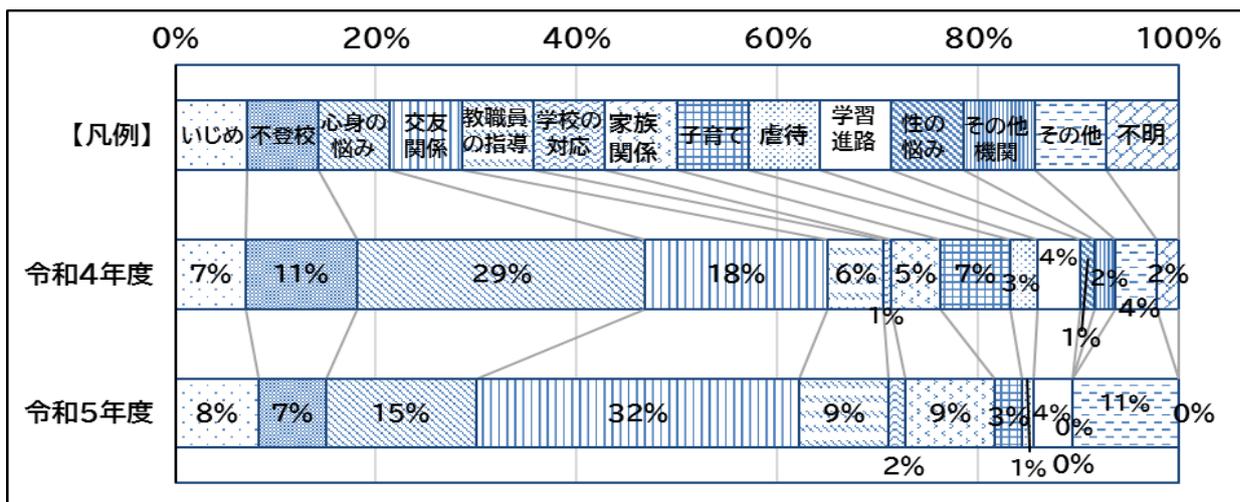


図7：令和4年度・令和5年度 初回相談内容の割合

令和5年度の初回相談者195人に対する子ども・大人別の相談内容の人数です。

子どもでは、交友関係が52人で一番多く、続いて心身の悩みが18人となっています。

大人は、不登校が12人、続いて教職員の指導・対応が10人となっています（図8）。

※子ども・大人が不明の相談者5人は統計外です。

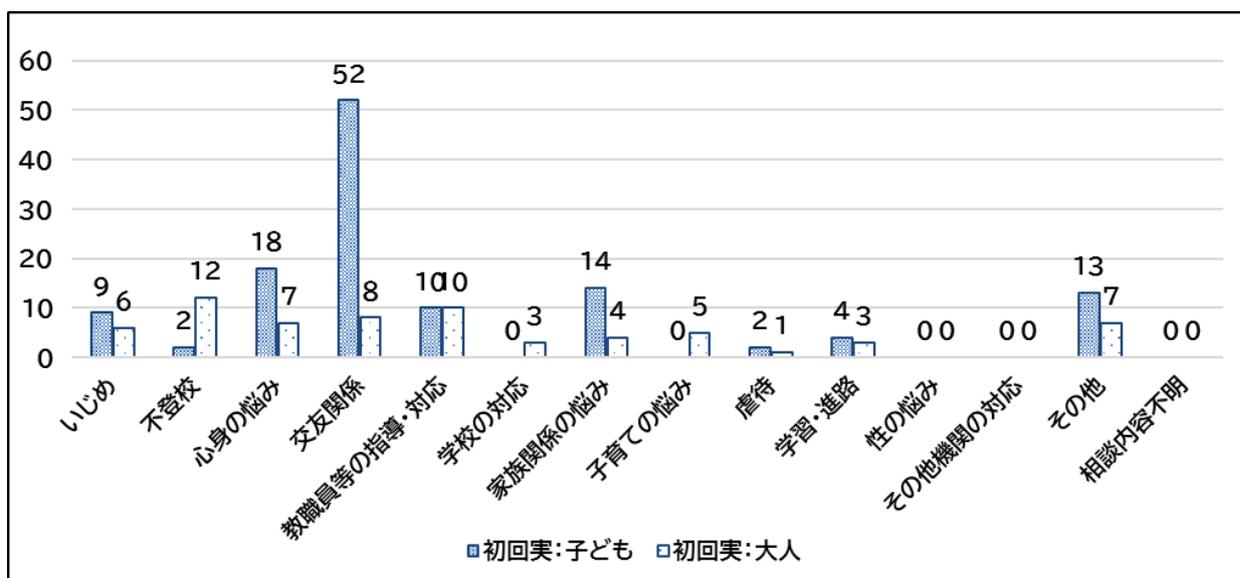


図8：令和5年度子ども・大人別初回相談内容別人数（人）

(2) 延相談内容

相談延件数426件の相談内容の内訳は、その他（話し相手など）が91件（21%）、交友関係が71件（17%）、心身の悩みが68件（16%）となっています（図9）。

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の指導	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関の対応	その他	相談不明	計
令和4年度	21	25	70	44	28	1	16	13	4	7	2	5	29	3	268
令和5年度	43	28	68	71	40	5	31	33	2	14	0	0	91	0	426

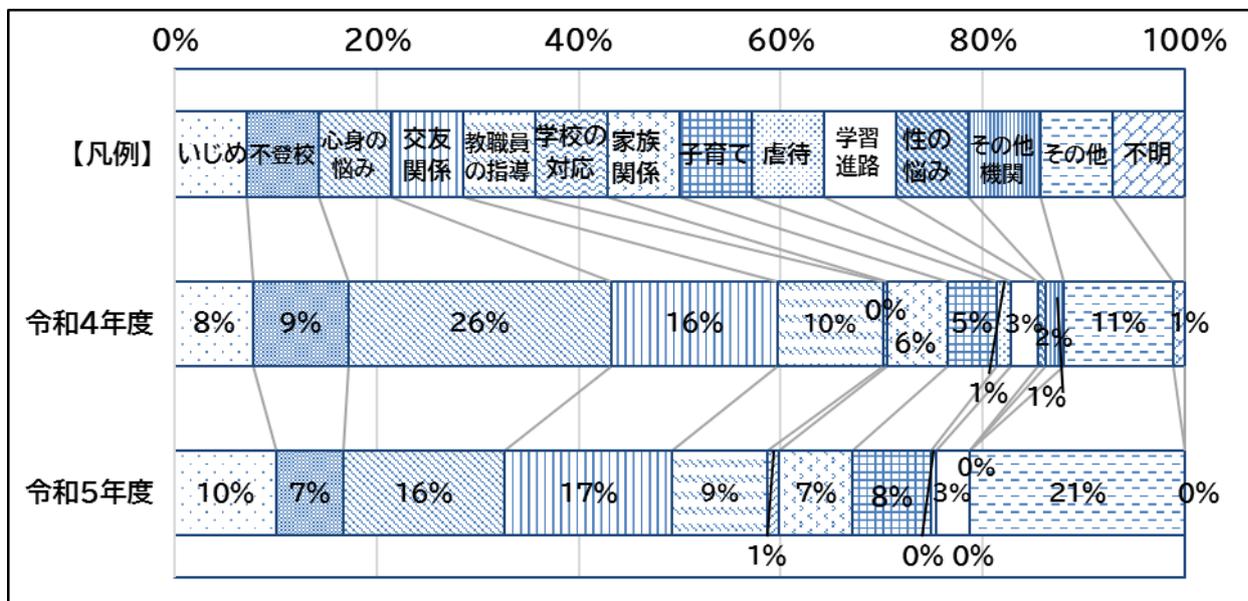


図9：令和4年度・令和5年度 延相談内容の割合

令和5年度の延相談者450人に対する子ども・大人別の相談内容の人数です。

子どもでは、交友関係が57人で一番多く、続いてその他（話し相手など）が51人、心身の悩みが45人となっています。

大人はその他（話し相手など）が41人、いじめが34人、子育ての悩みが33人となっています（図10）。※子ども・大人が不明の相談者13人は統計外です。

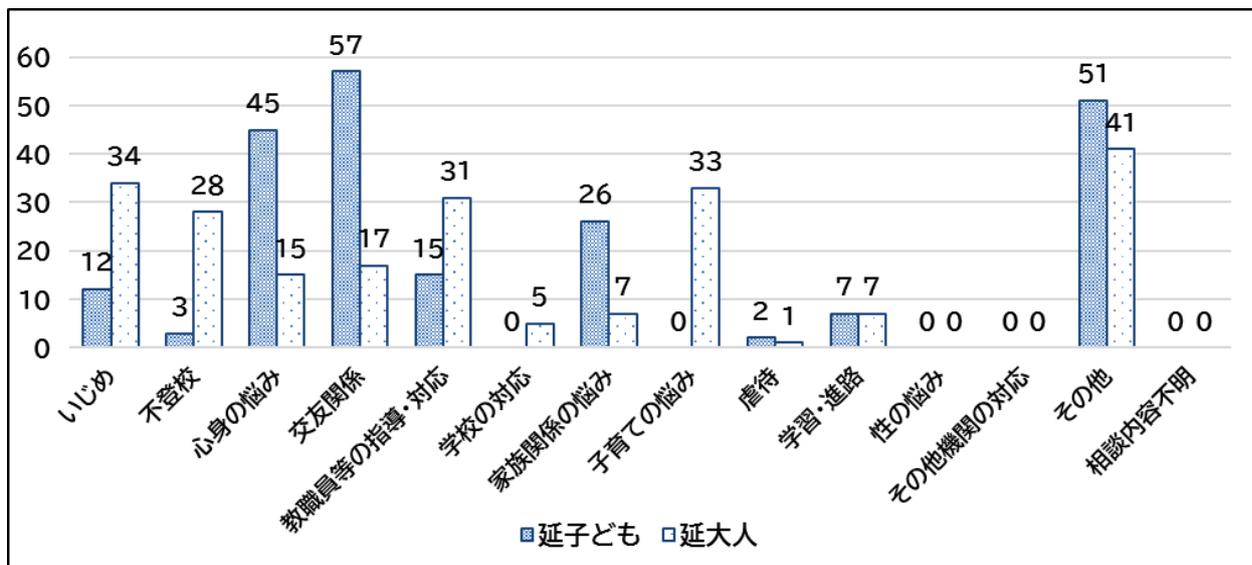


図10：令和5年度子ども・大人別相談内容別延人数（人）

(3) 前年度比較相談内容詳細（数値は延件数）

ア いじめ（令和4年21件／令和5年43件）

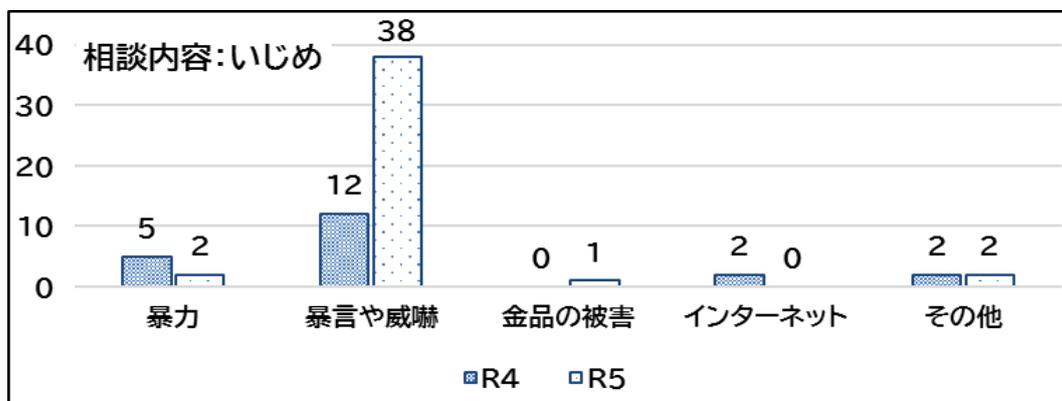


図11：相談内容 いじめ 詳細（件）

イ 不登校（令和4年25件／令和5年28件）

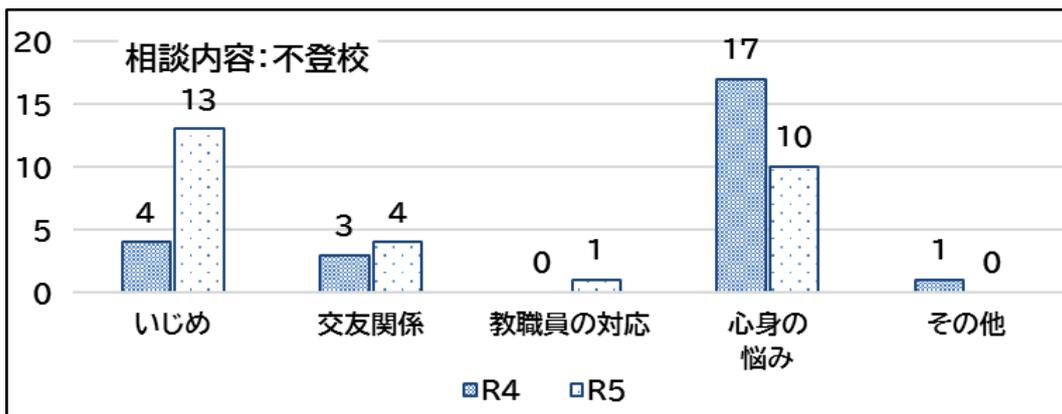


図12：相談内容 不登校 詳細（件）

ウ 教職員の指導・対応（令和4年28件／令和5年40件）

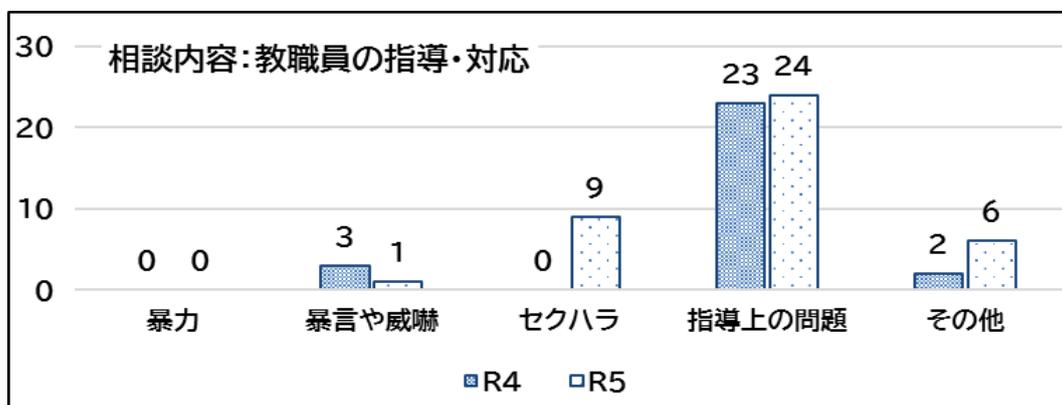


図13：相談内容 教職員の指導・対応 詳細（件）

エ 学校の対応（令和4年1件／令和5年5件）

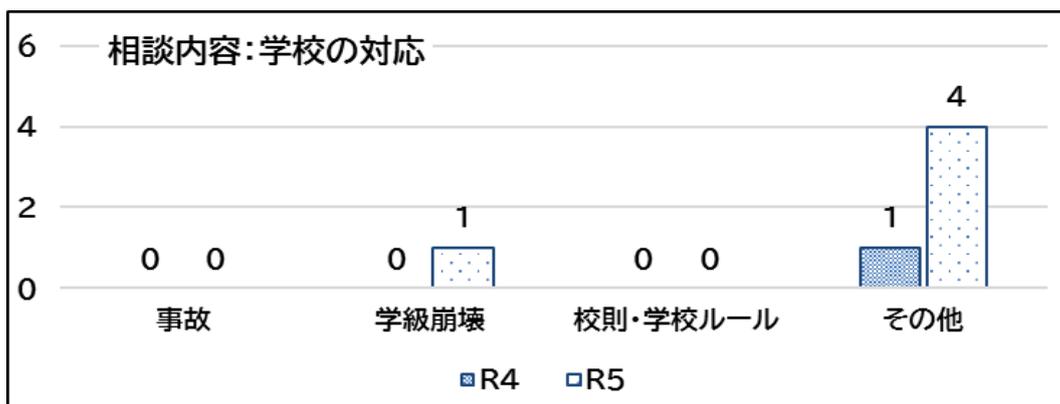


図14：相談内容 学校の対応 詳細（件）

オ その他機関の対応（令和4年5件／令和5年0件）

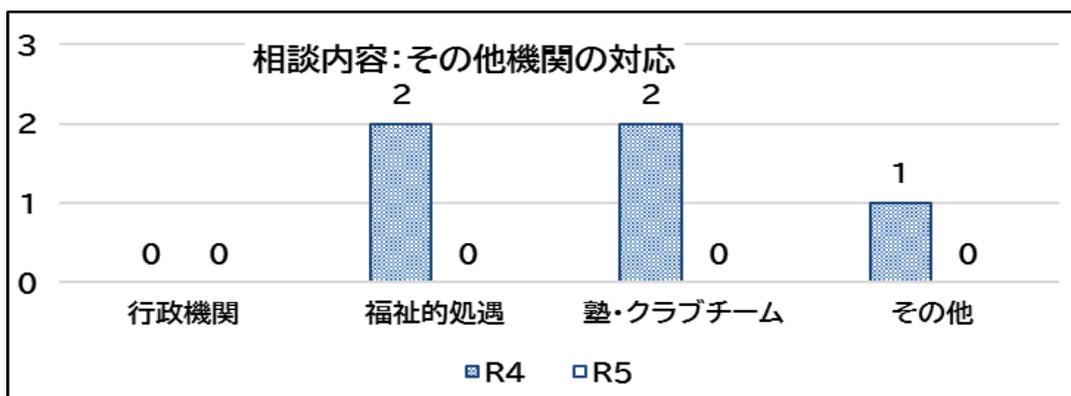


図15：相談内容 その他機関の対応 詳細（件）

カ その他（令和4年29件／令和5年91件）

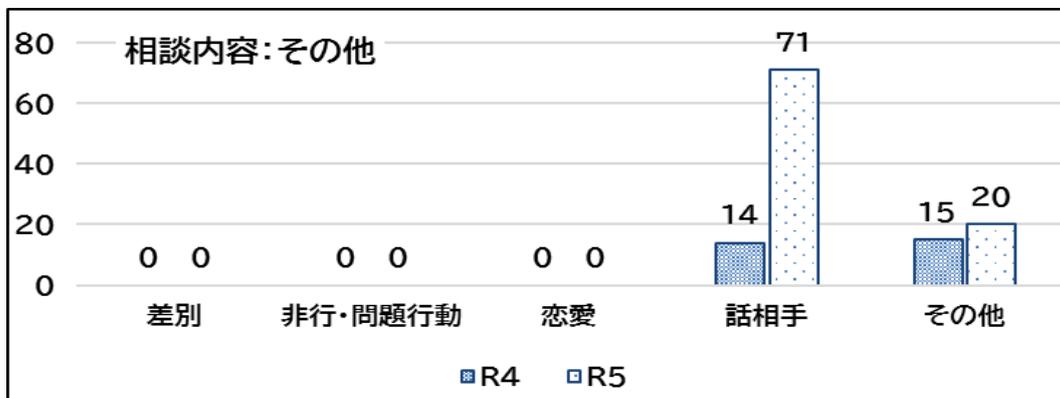


図16：相談内容 その他 詳細（件）

6 相談回数

令和5年度は継続して相談する回数が平均2.4回で、前年度の平均1.9回から増えました。

初回相談数180件に対して、子ども100件(86%)、大人40件(68%)、不明4件、計144件は傾聴助言等により1回の相談で終了しています。(表6・図17)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

相談回数の最多は、子ども：中学生30回、大人：母親59回でした。

子ども大人		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
子ども	小学生	82	2	0	1	0	0	0	0	0	0	85
	中学生	8	2	0	1	0	0	1	1	0	1	14
	高校生	10	3	1	0	1	1	0	0	0	1	17
	計	100	7	1	2	1	1	1	1	0	2	116
大人	父親	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1	7
	母親	32	4	2	2	1	0	0	1	0	2	44
	祖父母	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8
	計	40	6	3	3	1	1	0	1	0	4	59
不明		4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
合計		144	13	4	5	2	2	1	2	0	7	180

表6：初回相談の継続状況（件）

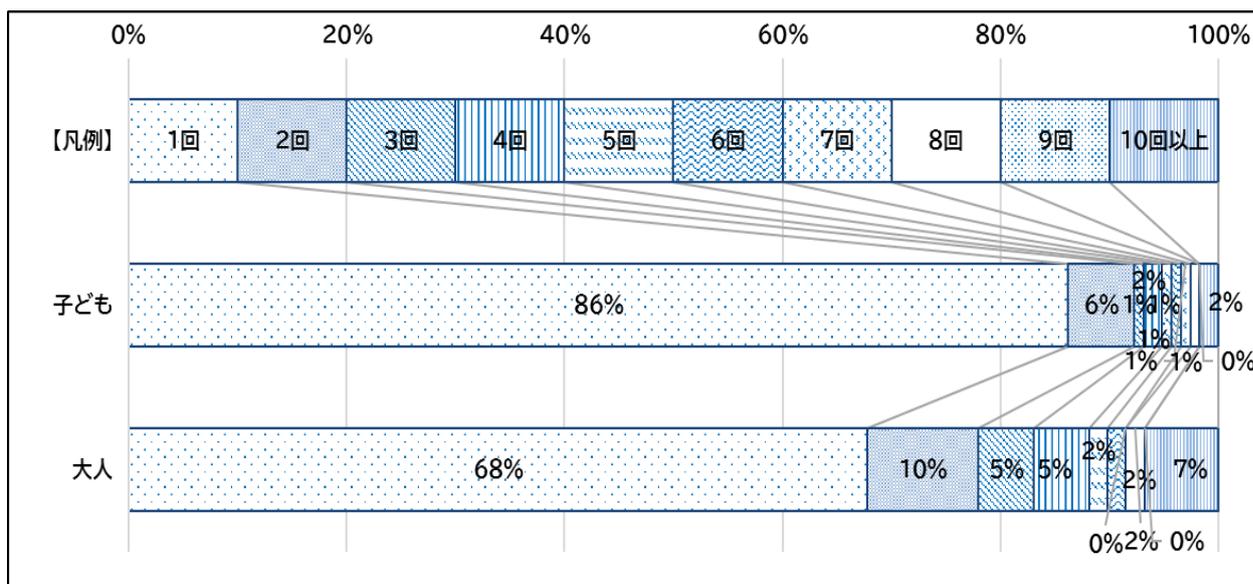


図17：初回相談の継続の割合

7 相談方法

(1) 初回相談方法

令和5年度の初回相談件数180件における初回相談方法は、電話86件（48%）、面談79件（44%）、メール15件（8%）です（図18）。

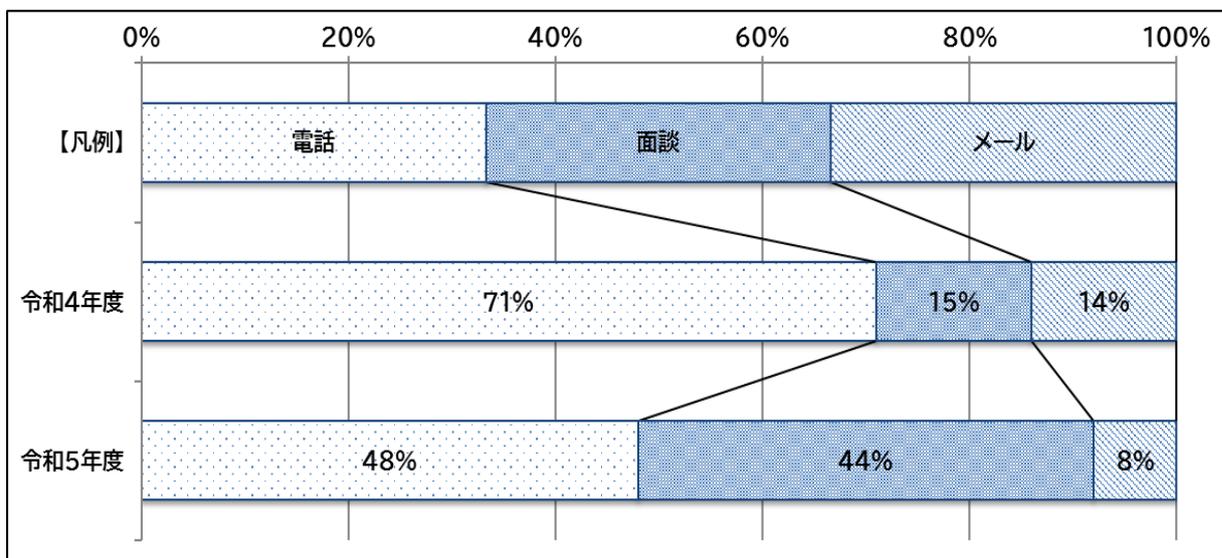


図18：実相談件数における初回相談方法の割合

(2) 延相談方法

令和5年度の延相談件数426件における相談方法は電話238件（56%）、面談107件（25%）、メール81件（25%）です（図19）。

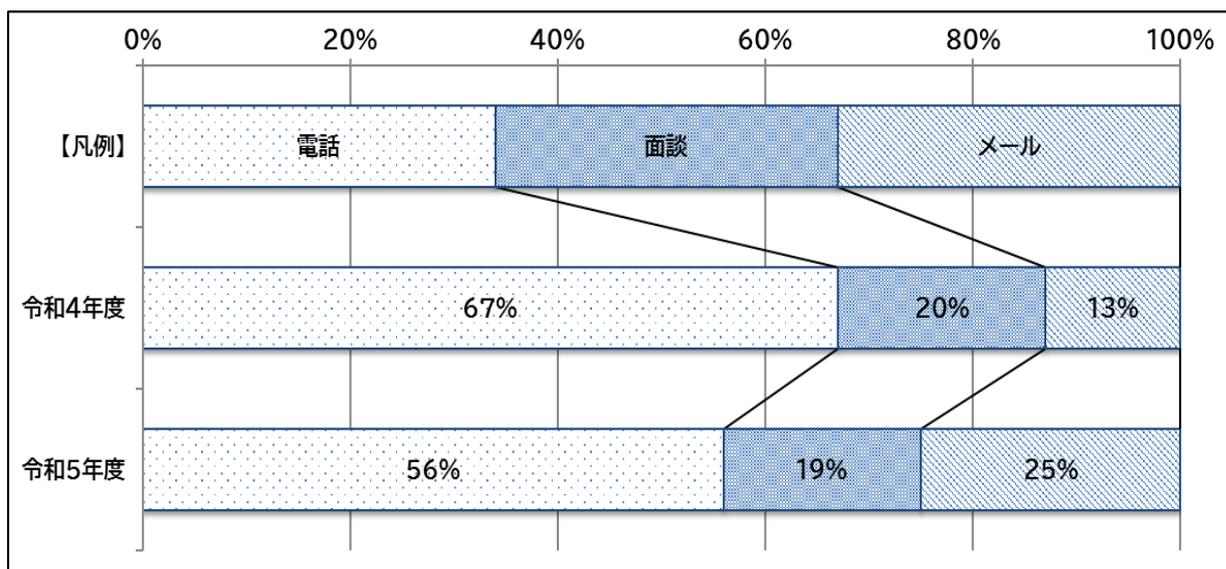


図19：延相談件数における相談方法の割合

8 時間帯別、曜日別（延件数）

(1) 時間帯別

17時台が104件（24%）、16時台が67件（16%）で、相談の多い時間帯となっています（図20）。

金曜日の18時台は6件（1%）、19時台は10件（2%）と少ないので、金曜日のこの時間帯が利用できることを周知することが必要と考えられます。

また、開設時間外が56件（13%）です。そのうち43件（77%）はメールです。

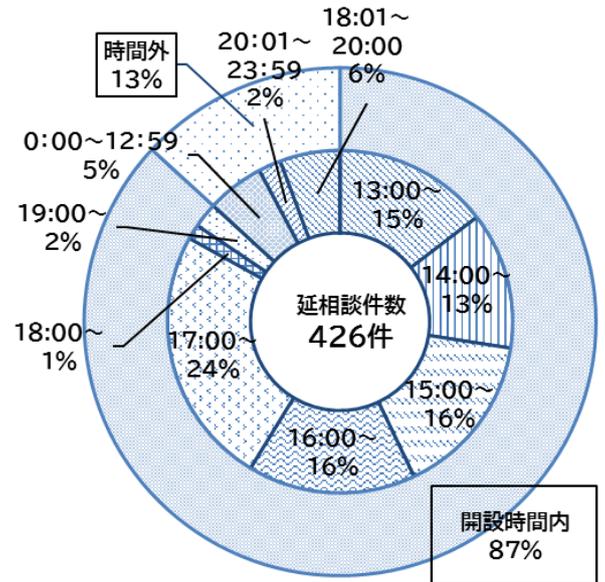


図20：相談延件数における相談時間帯

(2) 子どもの相談の時間帯別

子どもの延相談人数218人における時間帯別相談の割合は、午後4時台と5時台が同数の45人（21%）と多い傾向です（図21）。

また、その他（開設時間外）は18件（8%）です。

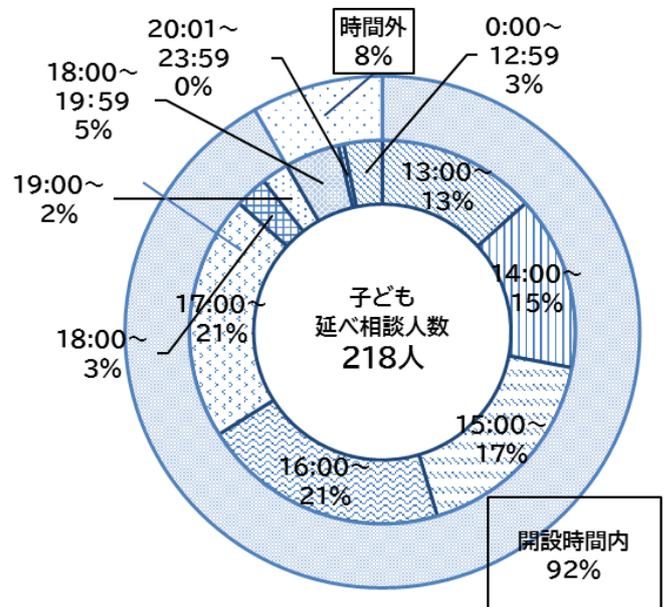


図21：子どもの延相談人数における相談時間帯

(3) 曜日別相談状況

延相談件数426件における相談の曜日で多いのは水曜日が95件（22%）です（図22）。

そのほかの曜日は、土曜日を除いて大きな差はありませんでした。

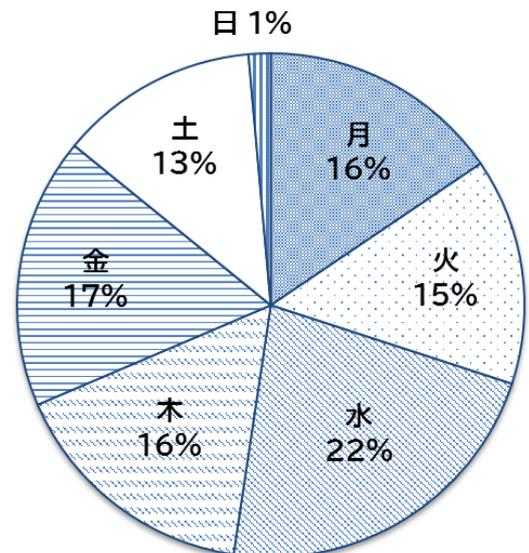


図22：相談延件数における曜日別状況

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。その後、子どもに関わる各機関に事実確認をするなど、専門性を生かした対応の依頼と、問題解決のための調整等をして関係の修復を図ります。

(1) 令和5年度の連携・調整状況

令和5年度は26案件について延53回実施しました（表7）。

市内の幼稚園からの日照問題に関する相談があり、子どもの権利擁護委員が法的問題を含めてアドバイスをし、幼稚園は市に要望書を提出、その後松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の市長への提言を経て、『松本市子どもの権利に関する条例に規定する「育ち学ぶ施設」に隣接した建築等のガイドライン』の策定に至りました。

このガイドラインは、幼稚園等「育ち学ぶ施設」に隣接して、建築物の新築・改修等が行われる際に、建築主、施工者、幼稚園等の施設の設置者、及び市などが配慮すべき事項を定めたものです。

相談内容	連携・調整先										
	案件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	合計
いじめ	2	7				1				3	11
不登校	3		1					2	2		5
心身の悩み	8		4				9		2		15
交友関係	1							1	1		2
教職員の指導・対応	6	1				2	5	1	1		10
学校の対応	2			1		1	2				4
家族関係の悩み	0										0
子育ての悩み	1						1				1
虐待	1						2				2
その他機関の対応	0										0
その他	2							1	2		3
合計	26	8	5	1	0	4	19	5	8	3	53

表7：相談内容別 連携・調整回数

(2) 調整事例

相談から連携・調整となった26件から抜粋した事例です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています。(表8)

No.	相談対象	相談内容	相談・調整 概要	考察
1	小学生	虐待	本人から、家族による嫌な行為があり夜不安で眠れないと相談 他の家族に相談するも本気にされず家で孤立感を持つ。証拠がないから警察にも言えないと悩む。 本人の了解を得て、関係課に連絡し学校での面談を経て本人が希望する支援につながった。	関係部署と速やかに連携できるように対応する一方で、話を十分聴く姿勢によって相談者が支援を受け入れてもよいという気持ちになったことが重要であり、本機関が担う重要な役割といえる。
2	小学生	いじめ	児童センター訪問による相談事例 他の児童から嫌なことを言われて悲しく辛い思いをしているが、親に話しても分ってもらえず、教師には自分からは言えない。養護教諭から相談に来ていいと言ってもらいたい。こころの鈴から養護教諭に伝えてほしいという希望があった。 本人にも自らの行動は促したが、こころの鈴から養護教諭に相談者の願いを伝え、声がけや見守りを依頼した。	児童センター訪問により対応できた案件 基本的には子ども自身の行動を促す働きかけをするが、相談に乗ってくれる教師への仲介ができることで、相談者が学校での相談の場を作ることができた。
3	中学生	心身の悩み	学校の環境への過敏状態により登校や学校生活上配慮が必要な事例 小学校時から継続して、自由に自分の生活や気持ち、考えを表出する場としてこころの鈴が支援を行っている。 支援会議にも相談員が参加し、各支援者間の情報共有、役割や方向性の確認を行い、本人のペースに合った支援を検討してきた。家族も含めて将来を見据えた前向きな認識を持つことができ、希望する進学につながった。	継続した相談は本人が自らの気持ちを整理し、対処を考える支援の場となっている。 関係者との連携や支援の方向性を認識しながら、こころの鈴としての役割を果たすことができている。
4	中学生	心身の悩み	教師や同級生の言動に脅かしを感じており、学校に行く気はあるが行けない、家族から十分理解されない孤立感や生きづらさを感じており、気持ちが落ち着かないとの相談事例 幾度かの傾聴を経て、好きなことや楽しいことなどの話ができるようになった。 他部署と連携して支援を行っている。	問題解決のための連携と共に、いつでも安心して何でも話せる場として相談者を支えることで、相談者の意識の転換に結びついたと考えられる。
5	中学生	教職員の指導・対応	子どもが教師や同級生の言動に傷ついており、学校でのいじめ調査を利用できないか母親から相談があった事例 学校の調査に教師のことを書く成績や進路に影響するのではという心配があり、教育委員会への仲介を希望していた。 母親の辛さや苦勞を傾聴しながら、相談者自身が学校に働きかけをする後押しをし、それにより学校全体で情報の共有が行われた。	相談者が相談内容や心情を理解してもらえ、一緒に考えてもらえると感じられるような相談の姿勢が、相談者の行動への意欲につながると考えられた。
6	高校生	心身の悩み	虐待に関する学校の講座を受けてはじめて家族の言動が自分への虐待だと気づき、心身の不調をきたした事例 「こころの鈴カード」をずっと持っていたからと相談に来た。相談の場では、これまでの出来事を十分聴き受け止めるようにし、関係課と情報共有して支援していくこととなった。	丁寧な傾聴が相談者の相談の場への安心感に結びつき、関連部署との連携につながった。 「こころの鈴のカード」で継続的に情報発信する意義が確認できた。

表8：調整事例の概要

統計資料：令和3年度・4年度・5年度 相談実績（実件数・延件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)
令和3年度・4年度・5年度

(令和6年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	実件数	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
	延件数	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	実件数	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
	延件数	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	実件数	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
	延件数	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	小学生	5	2	5	5	1	12	3	17	3	4	0	0	57
	中学生	0	3	2	1	2	3	2	2	1	0	1	0	17
	高校生	1	0	2	0	1	2	0	3	2	0	0	0	11
	大人	9	3	10	13	4	16	10	5	7	7	5	1	90
	不明	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
	計	15	8	19	19	8	35	15	27	13	12	6	1	178
R4	小学生	1	9	2	1	3	1	1	4	0	4	13	2	41
	中学生	0	3	1	1	0	2	1	2	1	0	1	1	13
	高校生	1	2	1	1	1	2	2	3	2	3	2	3	23
	大人	6	12	9	2	5	4	3	3	7	8	7	5	71
	不明	0	0	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	7
	計	8	26	17	5	10	9	7	12	11	16	23	11	155
R5	小学生	0	2	2	1	1	6	5	23	16	10	18	9	93
	中学生	2	3	1	0	2	2	1	1	1	1	0	0	14
	高校生	2	1	1	2	1	3	0	1	0	1	3	2	17
	大人	4	9	11	3	7	8	1	9	7	2	4	1	66
	不明	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	5
	計	9	15	15	7	11	21	7	34	24	14	25	13	195

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	電話	7	5	15	13	2	21	7	10	9	9	5	1	104
	電子メール	1	0	1	0	0	7	3	3	3	0	1	0	19
	面談	4	1	2	3	4	2	2	13	1	0	0	0	32
	計	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
R4	電話	5	19	13	5	4	8	4	5	8	10	13	7	101
	電子メール	0	1	4	0	3	1	1	3	2	2	0	3	20
	面談	2	3	0	0	1	0	1	3	1	1	10	0	22
	計	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
R5	電話	7	9	12	4	9	11	5	11	6	3	6	3	86
	電子メール	2	2	0	1	0	3	0	2	1	2	0	2	15
	面談	0	2	1	2	1	4	0	20	16	9	16	8	79
	計	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	いじめ	0	0	0	0	0	3	1	2	2	2	1	1	12
	不登校	1	0	2	3	0	3	2	1	2	1	0	0	15
	心身の悩み	2	2	4	3	1	9	0	2	1	0	1	0	25
	交友関係	4	3	4	2	1	5	0	6	2	1	0	0	28
	教職員の対応	2	1	3	2	1	5	2	1	2	0	0	0	19
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	4
	家族関係の悩み	2	0	3	0	0	1	0	6	1	1	1	0	15
	子育て	1	0	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	8
	虐待	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	5
	学習・進路	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	5
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	その他	0	0	0	0	1	1	3	6	0	3	1	0	15
不明	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
計		12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
R4	いじめ	1	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	4	10
	不登校	0	4	3	0	1	1	0	0	1	3	2	1	16
	心身の悩み	2	7	3	2	5	2	1	4	6	4	5	0	41
	交友関係	0	4	2	1	1	3	1	5	1	1	5	2	26
	教職員の対応	1	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	8
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	1	7
	子育て	1	1	2	1	1	1	0	1	1	0	1	0	10
	虐待	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	6
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他機関の対応	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	その他	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6
不明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	
計		7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
R5	いじめ	0	0	1	1	0	0	0	4	2	1	5	1	15
	不登校	2	2	3	0	3	0	0	1	0	0	1	0	12
	心身の悩み	3	3	0	1	1	5	1	4	2	1	5	1	27
	交友関係	0	1	2	3	0	6	2	15	11	7	7	4	58
	教職員の対応	0	0	1	1	3	2	1	2	3	1	1	1	16
	学校の対応	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
	家族関係の悩み	2	1	1	0	1	1	0	1	4	1	2	2	16
	子育て	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	5
	虐待	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	2	7
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	4	4	1	1	1	0	4	1	1	0	1	19
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
令和3年度・4年度・5年度

(令和6年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	実件数	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
	延件数	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	実件数	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
	延件数	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	実件数	9	13	13	7	10	18	5	33	23	14	22	13	180
	延件数	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	小学生	5	4	7	7	3	18	6	18	4	7	2	0	81
	中学生	0	3	4	3	3	35	8	7	11	5	4	2	85
	高校生	1	0	3	0	4	5	0	5	4	1	1	0	24
	大人	10	12	14	25	14	19	21	18	17	10	11	4	175
	不明	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	5
	計	16	19	28	35	24	81	35	48	36	24	18	6	370
R4	小学生	1	11	7	3	6	2	2	5	5	10	19	8	79
	中学生	0	6	4	2	0	4	6	6	1	2	2	3	36
	高校生	1	2	2	1	3	2	3	5	4	4	2	5	34
	大人	6	16	11	7	11	11	9	8	16	13	19	11	138
	不明	0	0	8	0	2	0	0	0	2	1	0	0	13
	計	8	35	32	13	22	19	20	24	28	30	42	27	300
R5	小学生	0	2	2	1	1	11	5	25	18	10	18	9	102
	中学生	3	13	7	1	9	13	4	8	5	3	3	2	71
	高校生	3	4	3	2	1	3	1	8	5	3	6	6	45
	大人	4	12	25	13	23	35	10	26	31	16	15	9	219
	不明	1	0	0	1	0	10	0	0	0	0	0	1	13
	計	11	31	37	18	34	72	20	67	59	32	42	27	450

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	電話	8	11	18	22	10	25	18	17	15	12	12	4	172
	電子メール	1	0	1	2	0	45	6	10	18	5	3	1	92
	面談	4	4	7	6	8	4	5	17	3	2	2	1	63
	計	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	電話	5	26	19	11	9	17	8	10	13	18	25	18	179
	電子メール	0	1	10	0	7	1	6	9	8	4	3	5	54
	面談	2	4	1	0	1	0	3	3	3	2	13	3	35
	計	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268
R5	電話	8	19	30	15	28	32	17	26	17	16	19	11	238
	電子メール	3	8	2	1	0	23	0	15	21	6	0	2	81
	面談	0	2	2	2	5	10	1	23	18	10	20	14	107
	計	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R3	いじめ	0	0	0	0	0	4	2	2	2	3	1	2	16
	不登校	1	3	4	6	1	5	2	4	4	1	0	0	31
	心身の悩み	2	3	7	4	5	27	1	6	11	6	4	2	78
	交友関係	5	5	5	3	1	13	0	6	2	1	0	0	41
	教職員の対応	2	4	5	11	5	6	8	7	6	0	3	2	59
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	2	0	10
	家族関係の悩み	2	0	3	0	0	14	2	7	2	1	1	0	32
	子育て	1	0	0	3	3	0	3	1	1	0	1	0	13
	虐待	0	0	0	0	0	2	1	1	2	0	0	0	6
	学習・進路	0	0	2	2	1	1	1	0	2	0	0	0	9
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	1	0	6
	その他	0	0	0	0	1	1	4	7	2	6	4	0	25
不明	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
計	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327	
R4	いじめ	1	0	0	0	0	2	5	1	7	0	1	4	21
	不登校	0	5	5	0	1	3	0	0	1	4	4	2	25
	心身の悩み	2	10	7	3	10	5	4	8	9	5	6	1	70
	交友関係	0	6	5	4	1	3	2	8	2	3	7	3	44
	教職員の対応	1	1	7	0	3	3	0	2	0	5	6	0	28
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	9	1	16
	子育て	1	2	2	1	2	1	0	1	2	0	1	0	13
	虐待	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	7
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他機関の対応	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	その他	1	2	1	2	0	0	1	0	3	2	4	13	29
不明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	
計	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268	
R5	いじめ	0	0	1	1	1	0	0	12	20	2	5	1	43
	不登校	2	2	5	2	10	2	1	1	0	1	1	1	28
	心身の悩み	3	8	2	1	1	25	3	8	6	1	8	2	68
	交友関係	0	1	2	4	0	6	6	18	11	8	9	6	71
	教職員の対応	0	0	1	4	6	12	1	6	4	4	1	1	40
	学校の対応	1	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5
	家族関係の悩み	2	2	1	0	1	1	0	8	6	4	3	3	31
	子育て	0	0	1	1	1	7	1	1	2	4	10	5	33
	虐待	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	学習・進路	1	2	2	1	0	1	0	1	2	1	0	3	14
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	13	17	4	13	10	5	9	5	6	2	5	91
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	11	29	34	18	33	65	18	64	56	32	39	27	426	

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例第17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例第17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例第17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

令和5年度の救済申立てはありませんでした。

(2) 自己発意

令和5年度の自己発意案件はありませんでした。

参考 今までの自己発意の状況

No.	案件番号	案件名	月 日	対応
1	27-0001	スポーツ競技会主催団体の運営について	平成27(2015)年8月31日	発意
			平成27年9月～平成28年7月	調査 聞き取り調査 各団体への照会 団体との意見交換
			平成29(2017)年3月27日	意見表明
2	30-0001	学校外の活動について	平成30(2018)年6月7日	発意
			平成30年12月3日～12月21日	調査 小学4年生から中学3年生へアンケート
			平成31年4月	個別救済
			令和元(2019)年7月	報告書作成 小中学校等関係機関へ配付 松本市公式ホームページ掲載
			令和元年9月	松本体育協会を通じて82加盟団体、56スポーツ少年団へ報告書及び「子どもの権利擁護委員意見書」を配付
令和元年12月	上記以外の学校外活動主催団体へ報告書配付（102団体）			

表9：自己発意の状況

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在を周知し、子どもの権利への理解と相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、ポスター、こころの鈴通信配付

令和5年度はカード及びポスター、通信（35頁～42頁参照）を市内の児童・生徒等へ配付しました（表10）。

配付時期	配付物	対象者
令和5年	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,500枚
5月	「こころの鈴通信」第30号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約31,000枚
	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード	松本市歯科医師会 カード 1,100枚
9月	「こころの鈴通信」第31号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,500枚
10月	「こころの鈴通信」第32号 小学生版／中高生版 ※「子どもの権利ニュース」第16号合併号	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,500枚
令和6年 1月	「こころの鈴通信」第33号 小学生版／中高生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約30,500枚

※盲学校へはワードデータを送信して、点字化して配付をお願いしています。

表10：カード、通信の配付状況

(2) 児童館・児童センター等訪問

児童館や児童センター・放課後児童クラブへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する学習会と相談室の紹介、大型絵本の読み聞かせ、個別相談を行いました。

令和5年度は10館への出前講座を行いました。(表11)

訪問先では子どもたちのいろいろな話を聴くことができました。

No.	月日	曜日	場所	相談件数	相談人数	訪問者
1	11月15日	水	鎌田児童センター	11	11	室長・相談員・こども育成課2
2	11月30日	木	菅野児童センター	8	8	室長・相談員・こども育成課2
3	12月11日	月	梓川児童センター	4	4	相談員・こども育成課
4	12月13日	水	寿放課後児童クラブ	11	12	相談員・こども育成課
5	1月9日	火	並柳児童センター	5	5	相談員・こども育成課
6	1月17日	水	浅間児童センター	3	3	室長・こども育成課2
7	2月8日	木	田川児童センター	6	6	相談員・こども育成課2
8	2月28日	水	島内児童センター	8	10	相談員・こども育成課2
9	3月18日	月	山辺児童センター	5	5	相談員・こども育成課2
10	3月19日	火	沢村児童センター	3	3	相談員・こども育成課2
合計			10館	64	67	

表11：児童館・児童センター等訪問

2 学校への広報・啓発

(1) こころの鈴通信

11月の人権月間(週間)及び「まつもと子どもの権利ウィーク」(子どもの権利の日の11月20日を含む1週間。令和5年度は11月14日~20日)に合わせて、市内小中学校での校内放送の実施と「こころの鈴通信」第32号の配付をしました。

(2) 校内放送

例年、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知する目的で行われています。

校内放送は3回に分けて、各学校の状況に合わせて給食等の時間に行いました。原稿は放送委員や担当教諭に読んでもらっています。

3 市民(大人)への広報・啓発

研修会・勉強会等で子どもの権利に関する条例と相談室への理解をお願いしました。(表12)
また、市の公式ホームページを活用して広報を行いました。

実施月日	曜日	内 容	参 加 者	派遣者
		日本弁護士連合会子どもの権利委員会編 『子どもコミッショナーはなぜ必要か 子どものSOSに応える人権機関』 松本市の個別救済・制度改善・広報啓発他を掲 載	擁護委員	擁護委員
10月23日	月	市社会福祉協議会主催 児童センター登録職員(非常勤職員)研修会 「こころの鈴」から見える子どもたち ～子どもの声を聴く～	72人	室 長
11月19日	日	第40回松本市青少年健全育成市民大会 ～子どもはまちの主人公 皆で育もう心豊かで 健やかな青少年～ 「松本子どもの権利の日」市民フォーラム ～広めよう子どもの権利 進めよう子どもが主 人公のまちづくり～	150人	擁護委員
11月18・19日	土・日	まつもと市民活動フェスタ2023 in 松本市立 博物館 「こころの鈴」ポスター、通信、チラシ等展示	延4,500人	相談員

表12:市民(大人)への広報・啓発

【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表	裏
<p style="text-align: center;">こ ぞう だん しつ ずす 子どものための相談室 こころの鈴 あなたの^{こえ}声をきかせてね</p> <p>でんわ(むりょう) 0120-200-195 メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp</p> <p style="text-align: center;">はなしにきてね お城の近くです</p> <p style="text-align: center;">松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」</p> 	<p>松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。</p> <p>「こころの鈴」は、子どもたち、保護者、地域のみなさんの相談を受け、子どもの最善の利益を一緒に考えます。</p> <p>子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。</p> <p>お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。</p> <p>大手事務所2階 こころの鈴</p> <p>松本市役所 松本市役所 松本城</p> <p>松本市役所大手事務所2階 〒390-0874 松本市大手3-8-13</p>

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」ポスター

一人でなやんでいるあなたへ
SOSを出していいんだよ!

松本市
子どもの権利相談室

こころの鈴

こまっている時、うれしい時
なんとなく誰かとはなしたい時
あなたの声をきかせてね



松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。

「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子どもたちを支えています。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

はなしにきてね お城の近くです

お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。

松本城

松本市役所

大手事務所2階
こころの鈴
〒390-0874
松本市大手3-8-13

でんわ(むりょう)
0120-200-195
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

月～木・土曜日 pm1:00～6:00
金曜日 pm1:00～8:00



■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配付にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛

担任の先生方へ

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴通信」
配付のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
「こころの鈴通信」を配付していただきありがとうございます。先生方から児童・生徒さんへ、次ようなことをお話ししなからお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができると。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができます。

子どもの権利保護委員と「こころの鈴」は、「子どもにとっての最善の利益」を共に考え実現していくため、先生方との連携を願っています。
子どもたちに届き、心に残るような「こころの鈴」のお知らせにご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利保護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
大手事務所 2階
電話:0263-36-2505(直通)

○ 養護教諭宛

養護教諭の方へ

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴通信」の
保健室設置をお願いします

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
不安定な気持ちを抱えて保健室を訪れる児童生徒さんに「こころの鈴」の情報が届きますよう保健室への設置をお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるとを願っています。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができます。

子どもの権利保護委員と「こころの鈴」は、「子どもにとっての最善の利益」を共に考え実現していくため、先生方との連携をしていきたいと思っています。
子どもたちに届きますよう「こころの鈴」のご案内にご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利保護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
大手事務所 2階
電話:0263-36-2505(直通)

※保健室用に10枚同封してあります。

■ こころの鈴通信(第30号～第33号)

○ 第30号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.30
小学生版
令和5年5月

すずちゃん

新学期が始まって2か月たちましたね。こころの鈴はみなさんの相談室です。うれしいこと、悲しいこと、不安なこと、いろいろなあなたの気持ちをきかせてね。秘密は守ります。



誕生日だよ うれしいよ



学校行きたくお!

「ピンクのカード」かとういたらみてね

子どものための相談室 こころの鈴

あなたの声をきかせてね

月～木: 平日 10:00～19:00
金曜日 10:00～18:00

土～日: 休館日

〒505-8501 松本市大平3-8-13 kodomo-sekiyaku-matsuyama.jp

ほろしほろしほろの近くです

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



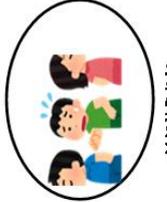
勉強むずかしい



さみしい…



叱られた



いじめられた

こころの鈴通信

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。子どもさんに関する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にとっても「よかれ」ではなく、子どもにとっても何が一番大切かを一緒に考え、子どもたちが自ら決める行動できることを一緒にサポートできたいと思います。気になること、心配なことがありましたら、ご相談ください。また、固定電話のないご家庭が増えています。子どもさんが気軽に電話相談できるように配慮をお願いします。

まつもとしほろ ひとみりょうごいじん しみずかみ

松本市子どもの権利擁護委員の紹介



北川和彦 先生



平林優子 先生



石曽根正勇 先生

楽しかったこと、嫌だったこと、悲しかったこと、あったら「こころの鈴」に、電話をしてください。私たちは、皆さんの困っている相談を受けたり、子どもの権利が守られていないときに助けたりします。どうしたらよいか一緒に考えましょう。きつと心が軽くなります。



- 電話で相談 0120-2000-185 (無料)
- 来て相談 こころの鈴まで来てください。
- メールで相談 kodomo-sekiyaku@city.matsuyama.jp
- 受付時間 月～木: 10時～18時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大平3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 備考 お車は市役所の駐車場に止めてください

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 ことども部 ことども育成課 ことども相談担当まで TEL.0255-34-3281

○ 第30号「こころの鈴通信」(中高生版)

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.30
中高生版
令和5年5月

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。子どもさんに関する相談は、大人の皆さんから受け付けています。親や大人にとつての「よかれ」ではなく、子どもにとつて何が一番大切かを一緒に考え、子どもたちが自ら決める行動ができることを一緒に支援できたいと思います。気になること、心配なことがありますら、ご相談ください。また、固定電話のないご家庭が増えています。子どもさんが気軽に電話相談できるようご配慮をお願いします。

松本市子どもの権利擁護委員の紹介



北川和彦 先生



平林 健子 先生



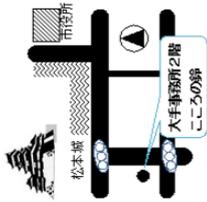
石曾 健正 先生

楽しかったこと、嫌だったこと、悲しかったことがあったら「こころの鈴」に電話してください。私たちは、皆さんの困っている相談を受けたり、子どもの権利が守られていない時に助けたりします。どうしたらよいか一緒に考えましょう。きっと心が軽くなります。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ～秘密は守ります～

- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- こころの鈴まで来てください。
- 来ていない時は、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsuyama.to.lg.jp
- 受付時間 月～水・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

お車は市役所の駐車場に止めてください



松本市役所
大手事務所2階
こころの鈴

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせ先は、松本市役所 子ども権利課 ことば相談担当まで TEL:025-34-3281

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.30
中高生版
令和5年5月

新学期が始まって2か月たちましたね。こころの鈴はみなさんの相談室です。うれしいこと、悲しいこと、不安なこと、いろんなあなたな気持ちをかきかせてね。

名前も学校名も言わなくて大丈夫です。秘密は守ります。

「ピンクのカード」が届いたら電話してみてくださいね



すずちゃん

子どものための相談室 こころの鈴

あなたの声をきかせてね

月～水・土曜日 pm10:00～6:00
金曜日 pm10:00～8:00

0120-200-195

メール:kodomo-s@city.matsuyama.to.lg.jp

はなはなほほの近くだす

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」



人間関係って難しい



なんとなく憂鬱



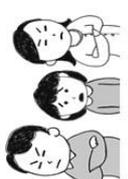
ゲーム
点数が下がった



新しい友達できたよ!



部活動もいろいろあって (;ω ;)か...



ケンカしちゃった。悲しいなあ～

こころの鈴通信

ヤングケアラー っって、知っている？

ヤングケアラーとは…
 そうじや料理、家族の世話をほぼ毎日、大人と同じようにしている子どものことをいいます。家族の世話をすることはとても大事なことです。でも、そのことが大変でつらくなってしまうことはないかな？

友だちにあそぼう！っていわれるけれど…早く家に帰らなきゃ。弟や妹の世話をしなくちゃいけない。朝、家のことをやっていて…学校遅刻しちゃった

ぼくの親、病氣なんだ。僕が、がんばらないと…でも、ちよつと疲れた。

つみど思ったら、一人で悩まないで、身近な大人に相談してね！
 「こころの鈴」にも相談してみてね。私たちも一緒に考えたいです。

みなさんのお話をさく相談員です。よろしくおねがいします。



田中育子
まなかよこ



坂上由子
さかうえゆこ



輪柳悦子
りんやうえつこ



橋爪 豊
はしづま ゆたか

電話してね。
メールでもいいよ。

会って相談もできるよ。

ヒミツは守るよ。

相談室

松本市子どもの権利相談室【こころの鈴】
 松本市 大手事務所2階
 0120-200-195 (無料)
 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
 お車は市役所の駐車場にしてください

メールアドレスQRコード

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 ことば部 ことば専任まで TEL 0283-34-3281



No.31
小学生版
令和5年9月

こころの鈴通信

発行所：松本市子どもの権利相談室【こころの鈴】

皆さん こんにちは。夏休みが明け、2学期が始まりましたね。夏バテしていませんか？ 何となく疲れちゃった、気持ちが続んでしまう…心 やからだに不調を感じていませんか？

そんな時には、「こころの鈴」で話をしてみませんか。子どものための相談室です。私たちに



すずちゃん



もやもや いらいら けんかしちゃった



つらい おこられた



かなしい なかまはずれにさ



ごみしい ひどりまっち

つらいときや、あやもやしているときは、
 ☎0120-200-195(無料)にかけてね！
 すっきりした気持ちになるよう、私たち相談員はいろいろけんめい話をさせていただきます。一緒に考えましょう。ヒミツはまもります。



あなた心は いまどう???



4ク4クが 大きくなっているお公。



心の4ク4クが 自分で どうにもできなくなっているお公。

○ 第33号「こころの鈴通信」(小学生版)

こころの鈴通信

No.33
小学生版
令和6年1月

発行先:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

さんがつき
三学期がはじまりました。
お友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんとなく、学校が始まるのが『やだなー』と思った人も
いたかもしれませんがね。
今年もこころの鈴では、みなさんからの電話をお待ち
しています。どんなことでも心の声をきかせてくださいね。



すずちゃん

【松本市が特に大切にしている4つの権利】

- ①主体的に成長する権利
自分が大切な存在だと気づき、自分から進んで成長していく権利
- ②安心して生きる権利
差別・虐待・いじめを受けずに安心して生きていく権利
- ③自分らしく生きる権利
自分の考え・意見が周りに受け止められ、自分らしく生きていく権利
- ④社会に参加する権利
仲間・人間関係をつくり、社会に参加する権利

【令和5年4月～12月】

こころの鈴に相談してくれた人の数

- ★小学生 56人
- ★中学生 13人
- ★高校生 11人
- ★大人 59人
- ★不明 4人

相談方法

- ★電話 192人
- ★メール 73人
- ★面談 63人

【松本市が特に大切にしている4つの権利】

- ①主体的に成長する権利
- ②安心して生きる権利
- ③自分らしく生きる権利
- ④社会に参加する権利

あなたの権利は守られていますか？

あなたのおもちゃを盗まされてね

ひどいことをいわれたことある？

なにかにはなしたいことある？

なにをしているときがいちばんたのしい？

【松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～秘密は守ります～】

- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴まで来てください。

来られない時は、お電話をください。

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時

場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

【こころの鈴通信】についてのお問い合わせは、松本市役所 こと育成課とも政策担当まで TEL:0263-34-3291

【松本市が特に大切にしている4つの権利】

- ①主体的に成長する権利
- ②安心して生きる権利
- ③自分らしく生きる権利
- ④社会に参加する権利

【こころの鈴通信】についてのお問い合わせは、松本市役所 こと育成課とも政策担当まで TEL:0263-34-3291

【松本市が特に大切にしている4つの権利】

- ①主体的に成長する権利
- ②安心して生きる権利
- ③自分らしく生きる権利
- ④社会に参加する権利

【こころの鈴通信】についてのお問い合わせは、松本市役所 こと育成課とも政策担当まで TEL:0263-34-3291

○ 第33号「こころの鈴通信」(中高生版)

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.33
中高生版
令和6年1月

三学期が始まりました。
友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんとなく、学校が始まるのが『やだなー』と思った人もいたかも
しれませんね。
今年もこころの鈴では、みなさんからの相談を待っています。
どんなことでも心の声をきかせてください。

すずちゃん

**誰にでも「こころ」が苦しくなる時があるから・・・一人で抱え続けられないね
悩みを聞いてくれる人が必ずいます。誰にも話せなかつたら・・・**

楽しいことなんて一つもない
消えたい
何かもうましくない気がする
自分の気持ちに誰にもわかってもらえないと思う
モヤモヤ
まわりの人に相談なんてしてはいけないと思う
家は中が安心できな
親はわかってくれない
自分のことが嫌いになりそう
部活の人間関係に疲れた
イライラ
自分の居場所がどこにもないと思う
クラスの子にいいめられる
学校にいかれなくなっ
てしまった

こころの鈴通信

【松本市が特に大切にしている4つの権利】

- ①主体的に成長する権利
 - ・自分が大切なのは存在だと気づき
自分から進んで成長していく権利
- ②安心して生きる権利
 - ・差別・虐待・いじめを受けずに
安心して生きていく権利
- ③自分らしく生きる権利
 - ・自分の考え・意見が周りに受け止められ
自分らしく生きていく権利
- ④社会に参加する権利
 - ・仲間・人間関係をづくり、社会に
参加する権利

子どもの権利川柳コンクール
入選作品

【最優秀賞】
旭町小学校2年
赤羽 珠乃介さん
『ほぐはこれ』
大人が勝手に決めないで

【優秀賞】
松島中学校3年
北山 叶汰さん
私達
やるやらないを
決められる

他の入選作品も見てください。

あなたの権利は守られていますか？
まわりの友達の権利は守られていますか？

令和5年 4月～12月

【相談方法】

★小学生	56人	★大人	59人
★中学生	13人	★不明	4人
★高校生	11人	★面談	63人
★電話	192人		
★メール	73人		

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 持って相談 こころの鈴までお越しください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

〒4179-2002 松本市役所
大手事務所2階
こころの鈴

「こころの鈴」通直止についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども部 公民館担当まで TEL 0263-34-3291

VI 研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのため、研修会に参加し、また、相談室内で研修をしています。令和5年度は14回の研修に参加しました（表13）。

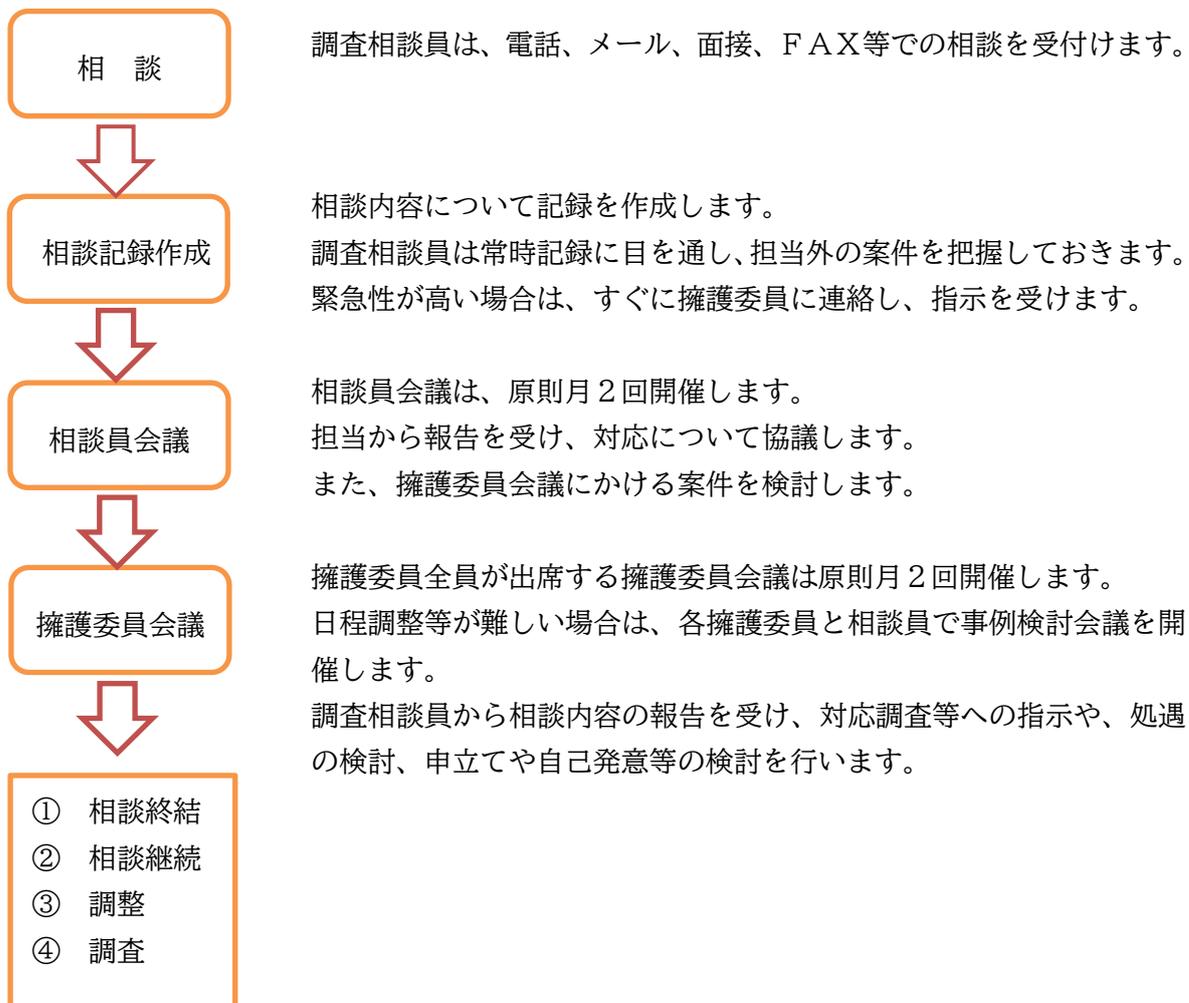
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	4月16日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「心の成長・発達」 「話を聴くことの大切さ(傾聴法)」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室長
2	5月20日	令和5年度 第1回ひきこもり支援研修会 「ひきこもりに関する理解と支援の基礎知識」 「ひきこもり経験者の体験と今伝えたい思いや願い」	長野県精神保健福祉センター 中野 和郎 氏 NPO法人「子ども・若者サポートはみんぐ」 高橋 泰宏 氏	相談員2人
3	6月10日	令和5年度 第2回ひきこもり支援研修会 「支援団体から見たひきこもりと支援活動の事例」 「松本市の「誰も取り残さない前世代型支援体制(重層的支援)の概要」	県中信号子ども・若者総合相談センター 子ども・若者サポートネット NPO法人ジョイフル 理事長 横山 久美 氏	相談員2人
4	6月11日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「学校に行きたくない」、「クラスに入れない」どうしよう」 「不快な気持ちを減らすコツ(バランス思考のすすめ)」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室長
5	6月15日	地域づくり推進研修 「学校の中の発達障がい」	信大医学部子どものこころの発達医学教室 附属病院子どものこころ診療部 長野県発達障がい情報・支援センター 本田 秀夫 氏	相談員
6	7月16日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 子どもたちの繊細さについて(HSCとは) 解決に焦点を当てたアプローチのススメ	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室長
7	7月26日	ひきこもり支援フォーラム「頼れるひと・場所・地域づくり」を考える(YouTube視聴) 「頼りたいときに頼れる地域の実現のために」 トークセッション「私の記憶・私の気持ち・私たちの理解」	NPO法人あなたのいばしょ理事長 大空 幸星 氏 飯島町健康福祉課 中村 杏子 氏 hanpo当事者によるフリーペーパー発行団体 草深 将雄 氏 NPO法人場作りネット 元島 生 氏	室長 相談員3人
8	8月26日	子どもの権利を学ぶ「ぼくらはこんな居場所が欲しいんだ」	NPO法人フリースペースたまりば理事長 川崎市子ども夢パーク・フリースペースえん・川崎若者就労生活自立支援センター総合アドバイザー 神奈川大学非常勤講師、精神保健福祉士 西野 博之 氏	相談員
9	9月24日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「大切な命を守るために～子どもの心を知ろう～(自死・自殺予防)」 「ストレスは力になる」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室長
10	10月1日	令和5年度 長野県こころの医療センター駒ヶ根 子どものこころ診療センター公開講座 子どもの「うつ」について	長野県立こころの医療センター駒ヶ根子どものこころ診療センター長 原田 謙 氏	相談員
11	10月14・15日	子どもとメディア信州インストラクター養成講座A 「神殿も成長・発達・親の役割、子どもの実態」	NPO法人子どもとメディア代表理事 清川 輝基 氏 日本小児科医学会子どもとメディア委員会特別委員 内海 裕美 氏 長野松代総合病院 池野 一秀 氏	相談員
12	1月29日 2月20日	令和5年度自殺予防対策子ども若者支援研修 「CAPプログラム大人ワークショップ」	非特定営利活動法人子ども・人権・エンパワメント CAPしなの	室長 相談員
13	2月10・11日	全国自治体シンポジウム2023小金井 「こども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」	大妻女子大学 加藤 悦雄 氏 NPO法人わかものまちな代表理事代表理事、こども家庭審議会委員 土肥 潤也 氏 等	擁護委員 室長
14	3月30日	講演会「発達障害・グレーゾーンの子がグリーンと伸びる声(かけ・接し方)」	教育支援コンサルタント、元小学校教諭 小嶋 悠紀 氏	相談員

表13：研修一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

事例検討会議は合計47回開催しました。内訳は擁護委員会議を20回、擁護委員調整を5回、相談員会議を22回開催しました(表14)。

事例検討会議	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	2	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	2	20
擁護委員調整	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	0	0	5
相談員会議	3	0	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	22

表14：月別会議等開催状況

Ⅶ 子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ

「こころの鈴から学んだこと」

室長・調査相談員 田中 有規子

こころの鈴の相談員となって4年が経ちました。この間に保護者の皆さんからのたくさんの相談に触れ、子育ての難しさを感じています。

心配するあまり、子どもがどうしたいのかと、親御さんがどうしたいのかの間に齟齬が生じてしまうことはしばしばで、それだけ子どもの本当の気持ちをちゃんと聴くということは親子でも（だから）難しいことだとしみじみ思います。

自分を振り返ってみても、何かあった時、自分は子どもにちゃんと気持ちを聞いていただろうか。子どもの気持ちを聞かないで、勝手に良かれと判断してはいなかっただろうか。よく考えてみますと、親子で面と向かってきちんと話し合うという習慣が我が家にはあまりなかったような気がします。

先日、もうすっかり大人になった子どもに、子どもの頃ちゃんと話を聴いてもらった気がするか聞いてみました。すると子どもは、「そうだね、友だちのところと比べるとあんまりなかったかな」と答えました。私が、「もっと聴いてほしかった？」と聞くと、「でも、母さん大変だったから」という返事が返ってきました。

子育て真っ最中は、なかなか余裕がありません。だからこそ、ちょっと深呼吸をして、もっと子どもの声を大切に聴いて、一緒に話して考えて難局を乗り越えてくればよかったなと思いました。

しかし、子どものその返事は、話を聴くことはこれからでも十分できるんだと私に気づかせてくれました。今更ながらですが、大人同士の話が少しずつできるようになったかなと思っています。

子どもは周囲の大人にとっても気を遣っています。大好きな人、大切な人だからこそ言えないこともありますし、その時の感情や辛さを言葉にすることはとても難しいことだと思います。でも、どの子も誰かに聴いてもらいたいことがこころの中にいっぱいあると思います。

それと同時に、まわりの誰かに話しても大丈夫かな、こんなこと話しちゃいけないかな、話したことがばれちゃったらどうしよう、どうせ聴いてもらえないかも、だめな子だと思われたらどうしよう、嫌われたらどうしようと、不安でいっぱいになってしまうかもしれません。

そんな時、まわりの大人の「なんでも聴くよ」の姿勢が大事なんだと思います。これもまた、こころの鈴の果たしたい役割だと感じています。

まずは、目の前の、小さくても大きくても、こちらをまっすぐ見ている子どもの声に耳を傾けたいと思います。そこからきっといろいろなことが始まるような気がします。



「振り返って、今、思うこと」

調査相談員 坂上 由子

私はこころの鈴の相談員として2年が経ちました。

学校のこと、友だちのこと、家族との関係のことで悩んでいる子ども、そして、その子どものことを心配して悩んでいる親が大勢いることを、こころの鈴で相談員という仕事に関わるまでは、気を向けることもなく、この様ないろいろな実態も知らずに過ごしてきました。

子ども本人、そして保護者から何回か相談を受けていますが、その都度、話の聴き方、気持ちの受け止め方等について反省することばかりです。〇〇を聴けばよかった。〇〇と言ってあげれば良かった等、相談後考えてみると不足のことばかりです。そのことを次の相談時に生かすこともなかなかできずに・・・そんな繰り返しです。

今、相談を受けながら、自分自身が学ぶ良い経験を与えて頂いたと思っています。と同時に、ふと今更ですが、遠い昔の自分自身の子育てについて振り返りました。

私は、ずっと共働きで仕事をしていたので、3人の子どもたちが、各々小さい頃は、同居していた祖父母の協力や未満児から預けた保育園の先生等、周りの人たちの力をお借りして、お蔭で大きくなりました。その時には言葉で伝えられませんでした。ありがとうございます。

鈴木鎮一先生の「どの子も育つ 育て方ひとつ」ということばを思い出しました。

相談を受ける立場になって、今、思うことは自分の子どもに対しても、あの時こうしてあげればよかった、もっと話を聴いてあげれば良かった等、いくつものもっとも・・・を思い返しますが、後の後悔です。やり直しはできませんが、振り返って、今、相談員という仕事を与えて頂いたお蔭で、自分の子育ての頃の、育て方に反省も含めて気づかされています。

子どもがいくつになっても、親の心配は尽きることはありませんが、子どもは成長と共に、自分の気持ち、考え方で決断して、最終的には進み方を自分自身で決めていかれるものだと思います。

子どもの気持ちを大事にして、可能性を信じて応援してあげることが大事だと、相談を受ける中で実感しています。

誰でも、嫌だったこと、辛かったこと、又、とっても嬉しかったことを忘れることはできないけれども、困った時には一人で悩んでいるのではなく、苦しい気持ちを誰かに思い切って打ち明けることにより、少しでも気持ちが軽くなるのではないのでしょうか。話すということは、とても勇気が必要なことだと思いますが、話したい気持ちになった時に、悲しい事、嬉しい事何でもよいので、このこころの鈴に気持ちを聴かせてほしいと思います。そして、私自身は、思い切って話を聞かせてくれた勇気をしっかりと受け止め、一緒に考え、相談者が壁を乗り越え、今の状況から少しでも良いので前に進むことができるように、又、話してみても良かったと思えるように、気持ちを受け止めて話を聴くことができる相談員を目指したいと思います。



「相談員になって思うこと」

調査相談員 輪湖 悦子

相談員になって1年が過ぎました。今思うことは、「今の子どもたちは大変だなあ」という事と「聴くことは難しいなあ」という事です。スピードと成果を求められている世の中。ちょっと無駄なこと、寄り道が好きな私には、息苦しさを感じます。その中で、子どもたちは一生懸命に生きています。話を聞いていると、もっと周りの大人が子どもたちの声に耳を傾けることはできないだろうかと思えます。その時々で感じたり思ったりしたことを、誰かに話す。「そうなんだ」と聞いてくれる人がいるだけで、ちょっとホッとするものです。自分自身も振り返れば、今まで色々な人と話をする中でモヤモヤがすっきりして、もうちょっと頑張ってみようかと思えました。時には、「そうか。でも私はそう思わないよ」と言われて、そうかなと考え直したこともありました。人と話すことは、自分の気持ちや考えを整理することにもつながっていきます。

しかし、今は皆が忙しすぎるのではないのでしょうか。特に大人が「〇〇のため」と言って…、でも本当に「〇〇のため」になっているのでしょうか。ミヒヤエル・エンデの『モモ』の時間どろぼうに、時間を盗まれているのではないかとも思ってしまう。

では、相談員として、相談者の心のつぶやきを聞き逃すことなく寄り添って話を聴くことができたかと問われると、全く自信がありません。自信がないどころか、「もっと話をしやすい言葉がけをすればよかった」「話したかったことは、本当は最後の何気ない一言だったのでは…」等々反省ばかりです。

「聴く」という事は、自分を無にして、相手の思い・世界にちょっとお邪魔させてもらうこと、相手を少しでも知ることができ、相手も気楽に話をしてくれるそんな関係をつくることかなと思っています。言葉で言うのは簡単ですが、私には正直、かなり難しいです。

「楽しいことがあったから」と電話の向こうから明るい声が聞こえると、こちらまでうれしくなってしまいます。「ちょっと気持ちが楽になった」と最後に言われて電話が終わるとホッとします。相談者が「明日はちょっと良い日なりそうかな」と思えたらどんなに良いでしょう。

まだまだ未熟な相談員で申し訳ないですが、電話のベルが鳴ったら、まずは深呼吸。そして、相談者の思いに全集中したいと思っています。



「相談員の活動を通して」

調査相談員 橋爪 豊

新聞や、ニュースで子どものいじめ、虐待、不登校などを目にする度にとても心を痛めていました。孫の笑顔を見るにつけ、辛い気持ちの子どもはどんな想いでいるのだろうか、そんな想いが通じ、縁があって昨年7月に相談員として採用していただきました。

自分に何が出来るか不安がある中、先輩たちからの助言で、辛く苦しい子ども、保護者の心に寄り添い、話を聴くことに集中しています。

松本市では平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、7月に松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しましたが、子育てを卒業した私にとって子どもの権利や相談室について広報に載っていても目に留まりませんでした。この条例を読んで子どもにとって当然の権利であり、世間から当たり前に認められるべきものであると痛感しました。すべての子どもにやさしいまちづくりのために微力ながら努めさせていただいています。

相談員を始めた私は、話を聴くことを大切にしていますが、どうしても頭が結論を急ぎたがってしまいます。そこは辛抱強く聴き「～したら。」ではなく「～するのはどうでしょうか。」というように一緒に解決策を考えて行くようにしています。相談者が気持ちをすべて出し尽くすことで、少しでも心が安らげば「こころの鈴」の存在価値があったのだと思います。

また、昨年5月新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、学校生活が今まで給食中も会話を制限され、友達と素顔で話すこともできなかった頃から普段通りになりつつある中、クラスメイトと会話が上手く出来ずに友達が出来ないという相談が多かったように思います。学校が楽しく思えるのは友達との他愛もない会話からです。友達が出来るよう一緒に考えて考えました。

そして、解決策を見つけて「やってみる」と言ってくれた時は一安心するのですが、その後どうなったか分からずどうしているかなと思い出すことがありました。相談の最後には「またいつでも連絡してきてね」と付け加えるのですが、その後の様子は分からないことが多く、その為、相談一件一件、誠心誠意対応するように心がけています。

これからも今以上に聴く力をつけて相談者の気持ちが和らぐよう努めて行きたいと思っています。



Ⅷ 子どもから寄せられた詩

こころの鈴に来ている中学生の詩です
先生と詩をとおして交流していました
彼女が選んだ詩を味わってください

誇り

239 11.15.2023

久しぶりに花を見た
小さな花だけど
しっかりと顔をあげていた

光が当たらずとも
私が主役と思えるのなら
世界は少しだけ
色鮮やかになるのだろうか

誰になんと言われようが
私は私だと言える
その方が
この世界は幾分か素敵になるのだろうか

ある日の空

249 11.27.2023

朝の空は祝うの
新しい風の誕生を
昼の空は微笑むの
飛び回る子供たちを見つめて

夜の空は歌うの
星たちに囲まれながら

IX 参考資料

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和5年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができますようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができます。

よう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- （1） かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
 - （2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
 - （3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
 - （4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支

援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- （1）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- （2）子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- （3）前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

- 2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外で必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

令和2年3月26日規則第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合

(2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合

(3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第3号)

により通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目8番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

（子どもの権利相談員）

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1会計年度の範囲内とします。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

（会長及び副会長）

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（庶務）

第17条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月26日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(宛先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所	年 月 日 _____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____	
4	他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無	
5	添付資料の有無 有(枚) ・ 無	
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由	
備考	

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

◆ 令和5年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	就任年月日	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日	教育関係者
室長 調査相談員	田中 有規子	令和2年4月1日	市会計年度職員
調査相談員	坂上 由子	令和4年4月1日	市会計年度職員
	輪湖 悦子	令和5年4月1日	市会計年度職員
	橋爪 豊	令和5年7月1日	市会計年度職員

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課 こども政策担当
 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階
 電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和5(2023)年度活動報告書

令和6年11月 発行

発行:松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電 話:0263-36-2505

FAX:0263-34-3183

メール:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話:0120-200-195

